

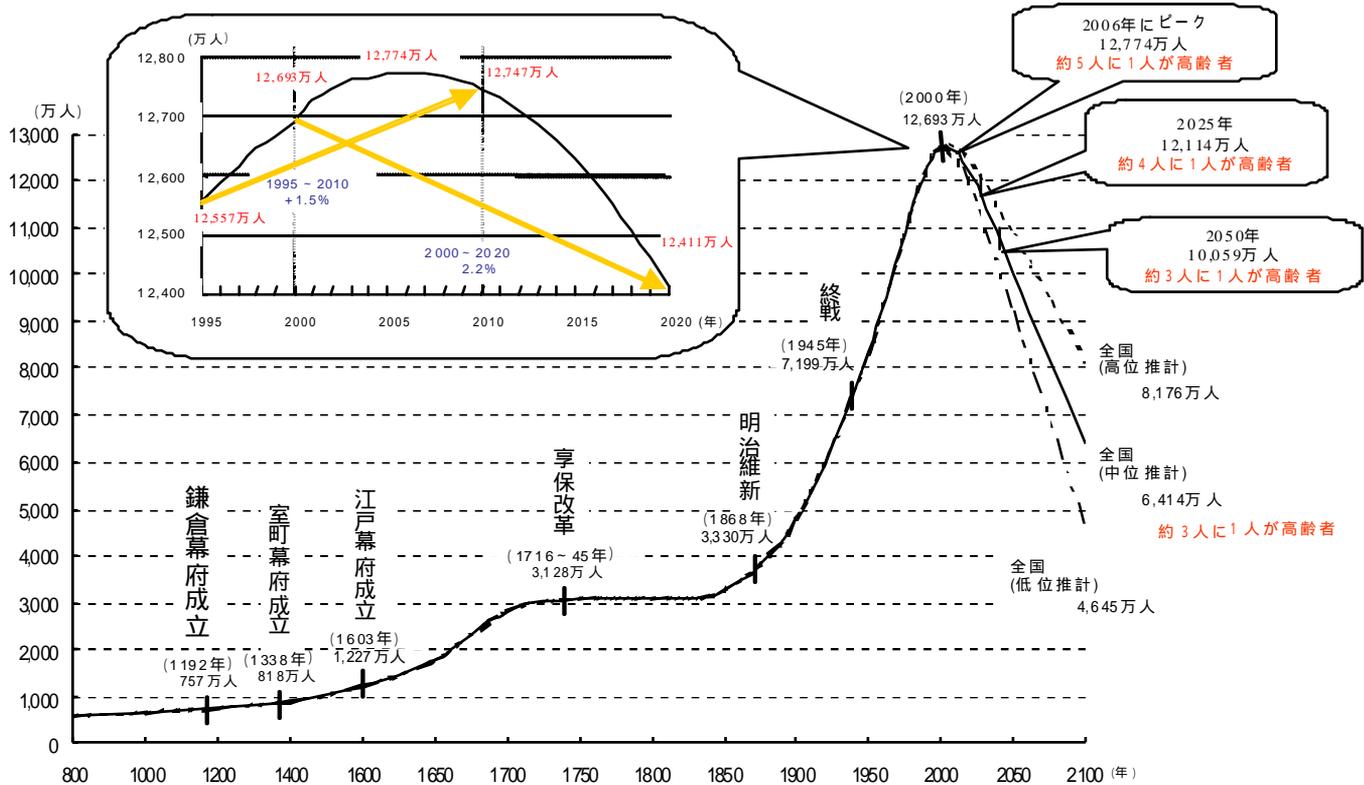
参考資料2

現行国土計画の点検と
国土利用のあり方に関する今後の課題

国土利用をめぐる基本的条件

今後の我が国の人口の推移は、低い出生率などを背景に、2006年(中位推計)をピークに減少期に転じ、2050年には約1億人、今世紀末には20世紀前半の規模となることが予想されている。一方、世帯数のピークは人口のピークよりも遅れて生じる。

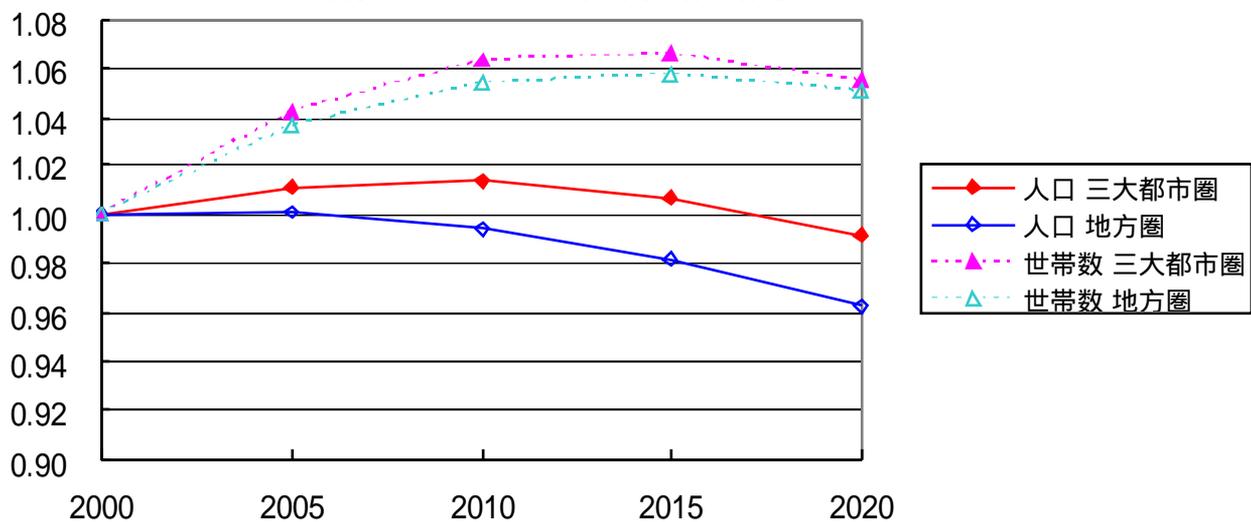
総人口の長期的推移



(出典) 総務省「国勢調査報告」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(2002年1月推計)」及び国土庁「日本列島における人口分布変動の長期時系列分析」(1974年)をもとに国土交通省国土計画局作成。

(注) 1950年以前は国土庁資料を、2000年は「国勢調査報告」を、2050年及び2100年は「日本の将来推計人口」を用いた。

地域別の人口・世帯数将来推計の推移

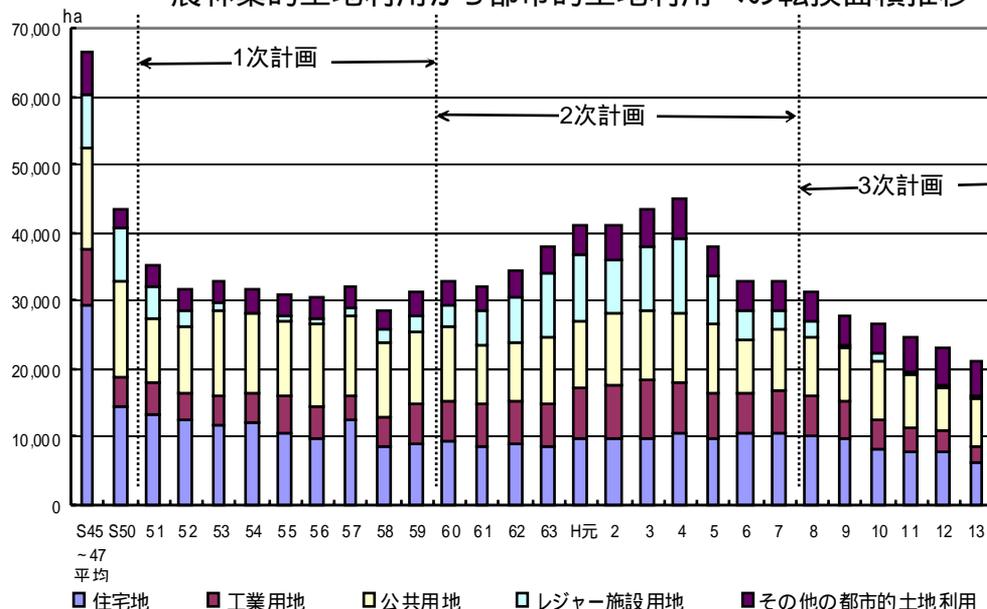


注: 総務省統計局「国勢調査」および国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(2002年1月推計)」、「日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)(2000年3月推計)」より

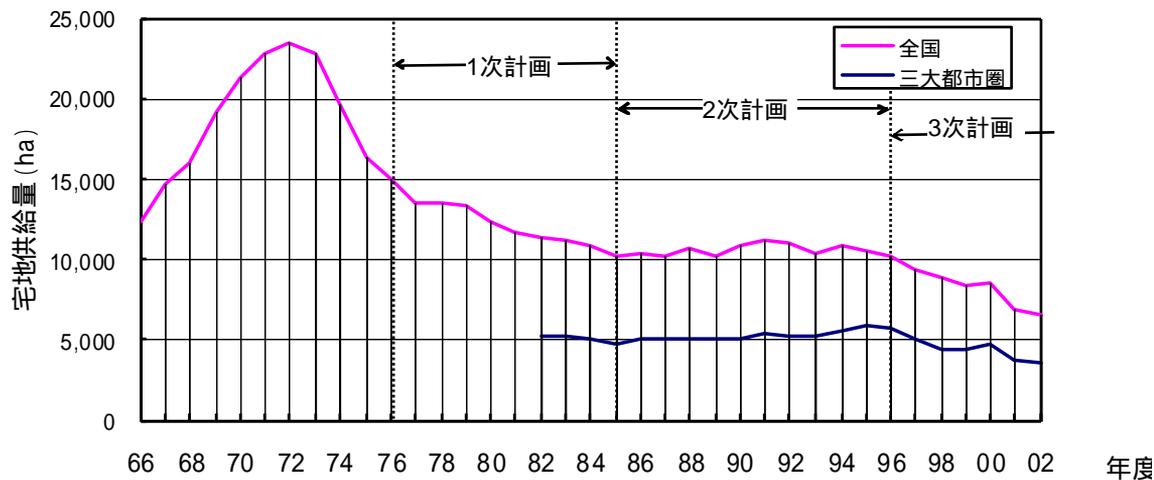
国土利用をめぐる基本的条件

平成4年以降、農林業的土地利用から都市的土地利用への転換は減少する傾向にあり、10年間でその面積は半減している。また、宅地供給量、市街地宅地価格とも低下傾向にある。

農林業的土地利用から都市的土地利用への転換面積推移

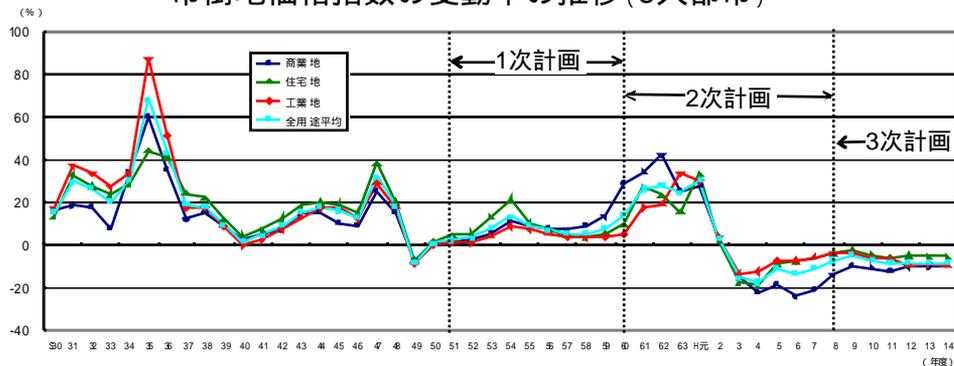


宅地供給量の推移



(注)M.G.ベース(住宅の敷地面積に細街路、小公園等を加えてカウントした面積)のデータである。
三大都市圏の区域は、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の区域

市街地価格指数の変動率の推移(6大都市)



資料：(財)日本不動産研究所「市街地価格指数」
注：各年度の期首から期末の変動率。

(出典)「H16土地白書」

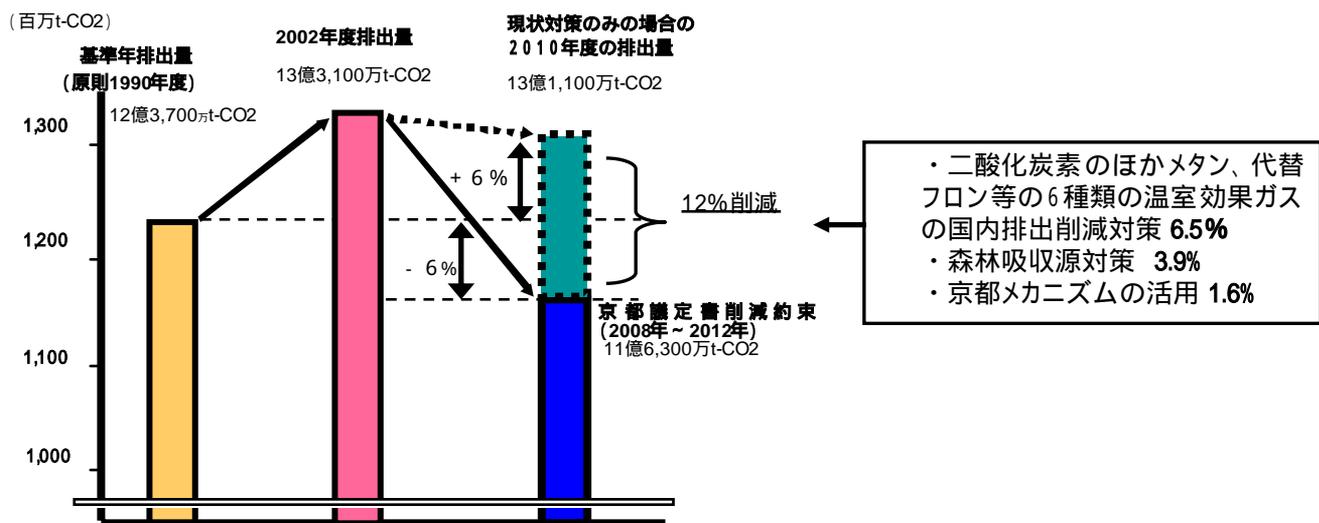
国土利用をめぐる基本的条件

- ◆ 温室効果ガスの濃度を安定化させるには、世界全体の二酸化炭素の排出量を早期に少なくとも現在の半分以下にすることが必要。

地球環境問題への対応：本年2月京都議定書が発効、4月28日に「京都議定書目標達成計画」を策定。

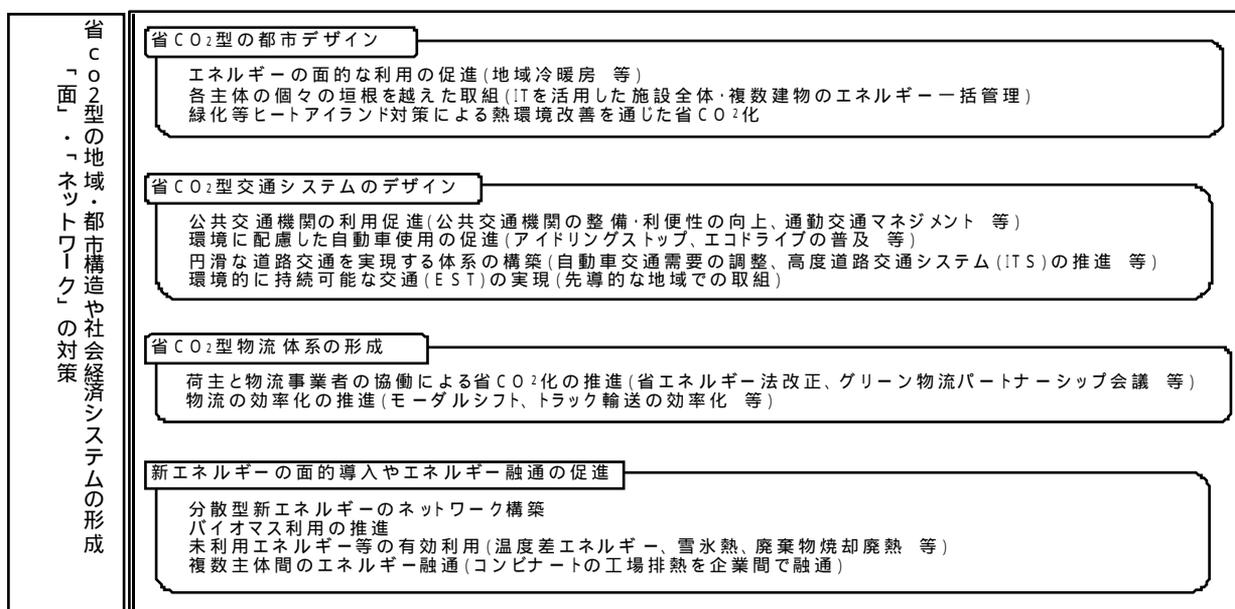
- ◆ 京都議定書目標達成計画では、6%削減約束の確実な達成と、地球規模での温室効果ガスの更なる長期的・継続的な排出削減を目指している。

< 京都議定書の6%削減約束と我が国の温室効果ガス排出量 >



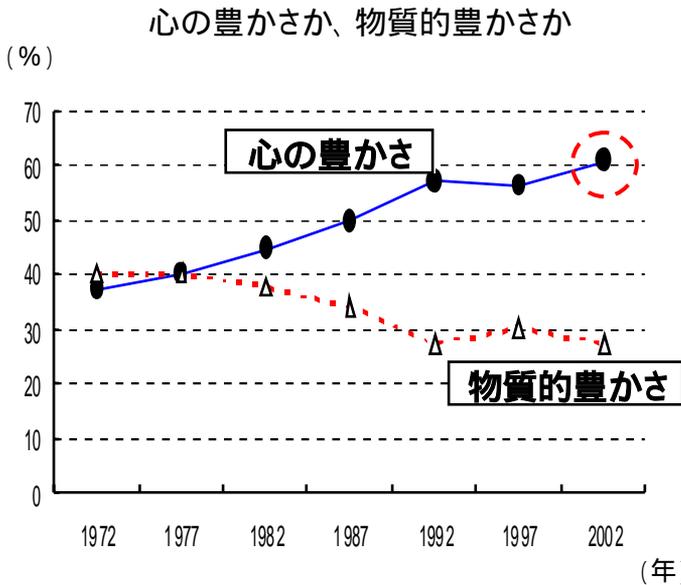
< 計画におけるエネルギー起源二酸化炭素に関する「点から面へ」の基本的考え方 >

我が国のエネルギー需給構造そのものを省CO₂型に変えていくため、都市や地域の構造、公共交通インフラを含め、経済社会構造を変革し、省CO₂型の都市や交通システムをデザインすること等を通じて、面的な広がりを持った視点からエネルギー需給構造を捉え直すこととする。

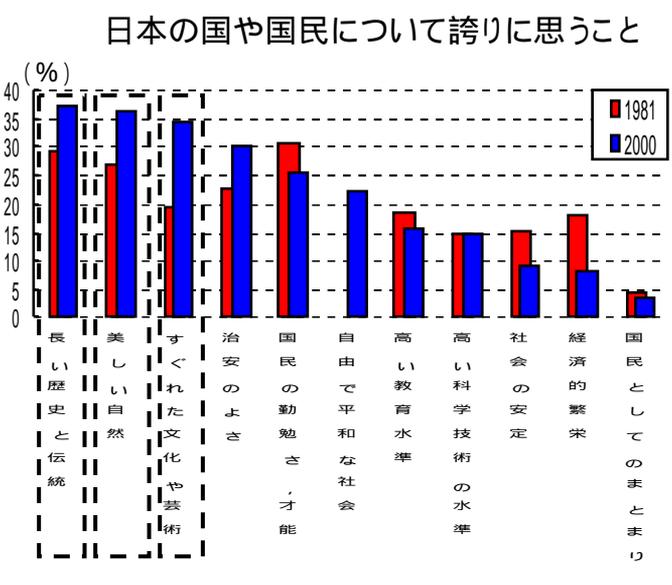


国土利用をめぐる基本的条件

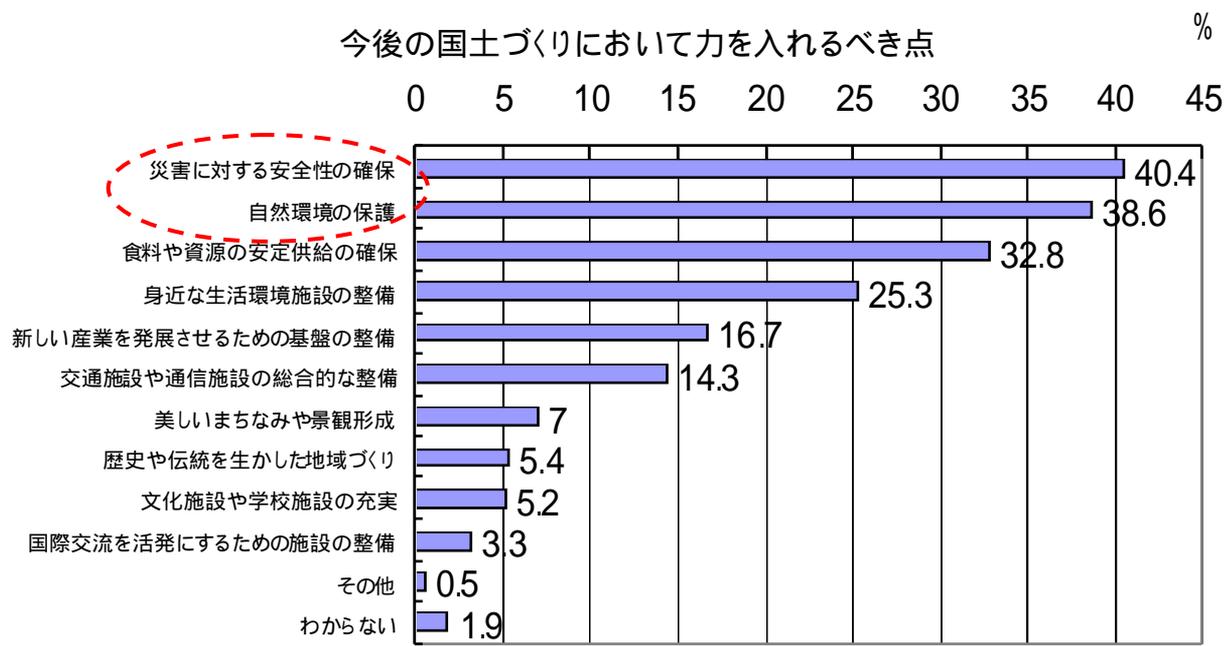
国民の価値観の変化を世論調査でみると、「物質的豊かさ」より「心の豊かさ」を重視するとする割合が引き続き増加傾向にある。また、今後の国土づくりにおいて力を入れるべき点としては、防災や自然環境の保護とする意見が多い。



(出典) 内閣府「国民生活に関する世論調査」より作成。
 (注) 心の豊かさ:「物質的にある程度豊かになったので、これからは心の豊かさやゆとりある生活をするに重きをおきたい」
 物質的豊かさ:「まだまだ物質的な面で生活を豊かにすることに重きをおきたい」



(出典) 内閣府「社会意識に関する世論調査」より作成。
 (注) 1. 複数選択。
 2. 1981年の調査では「国民の人情味」、「国民の義理がたさ」の2つの選択肢に分けて質問しているため、ここでは回答比率の高い「国民の人情味」の比率で作成している。
 3. 選択肢「自由で平和な社会」は1991年の調査から加わっている。

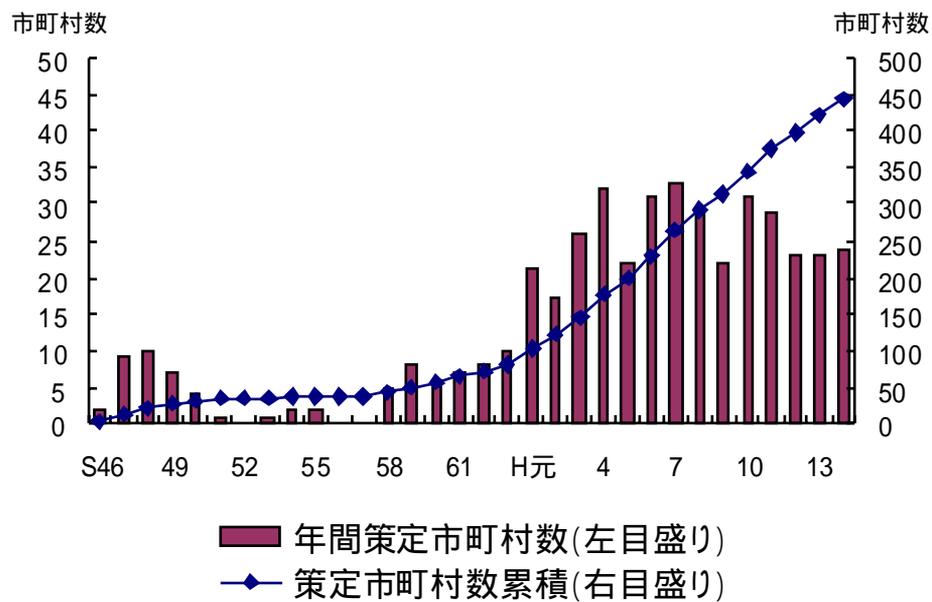


出典: 内閣府「平成14年度 防災白書」より
 注: 1) 内閣府「国土の将来像に関する世論調査」より
 内閣府大臣官房政府広報室が平成13年6月14日～24日にかけて実施。全国20歳以上の者5,000人を対象とした調査員による面接聴取。有効回収率69.8%。
 2) 2項目までの複数回答可。

国土利用をめぐる基本的条件

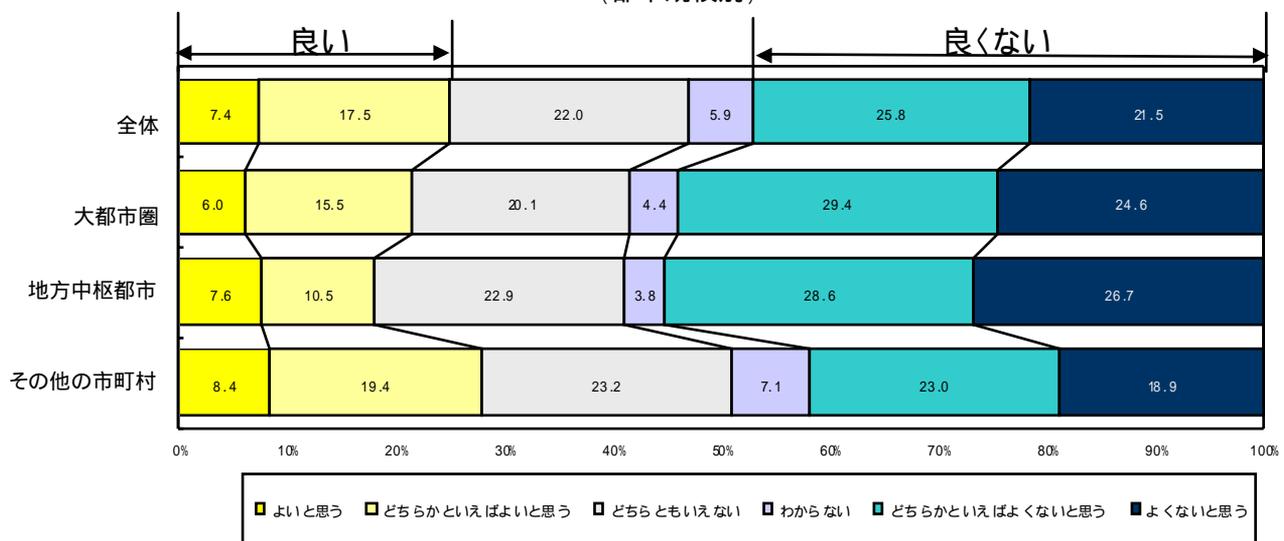
自治体の景観条例策定数は継続的に増加しており、国民の街並みや景観への関心は高いが、その評価は総じて低く、特に地方中枢都市において低い。

景観条例制定市町村数の推移



(出典) H15年度版土地白書より
国土交通省が市町村を対象に行ったアンケート調査(平成14年7月実施)

国民の街なみや景観への評価 (都市規模別)



資料：国土交通省「平成14年度土地問題に関する国民の意識調査」(平成15年1月)による。

(出典) H15年度版土地白書

国土交通省「平成14年度土地問題に関する国民の意識調査」(H15.1)

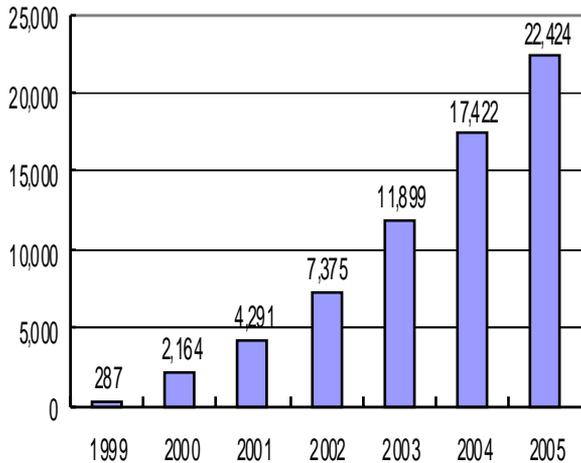
調査対象：全国の20歳以上の者3,000人 有効回答数：2,257件(回収率75.2%)

注：このグラフにおいて、大都市圏とは首都圏整備法による既成市街地及び近郊整備地帯を含む市区町村(東京圏)、近畿圏整備法による既成市街地及び均衡整備区域を含む市町村(大阪圏)、中部圏整備法による都市整備区域を含む市町村(名古屋圏)、地方中枢都市とは大都市圏に含まれない政令指定市である。

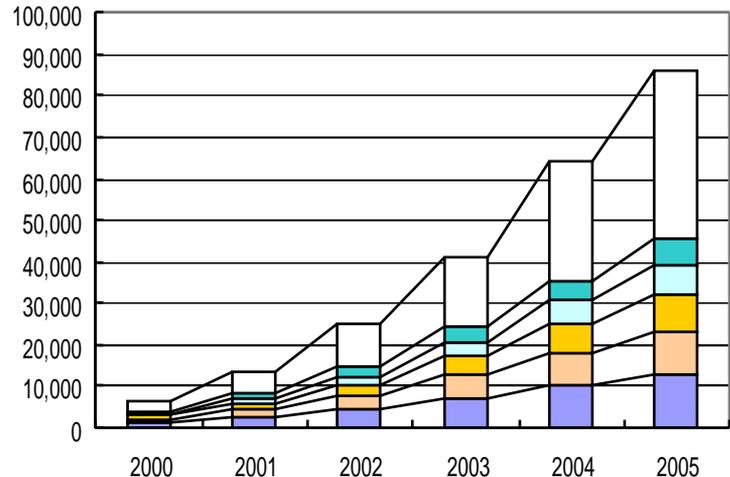
国土利用をめぐる基本的条件

NPOの認証数は2003年から2005年の2年間でほぼ倍増し、まちづくりや環境保全等の各分野の組織とも急増している。

特定非営利活動促進法に基づくNPO認証数



分野別認証数の割合



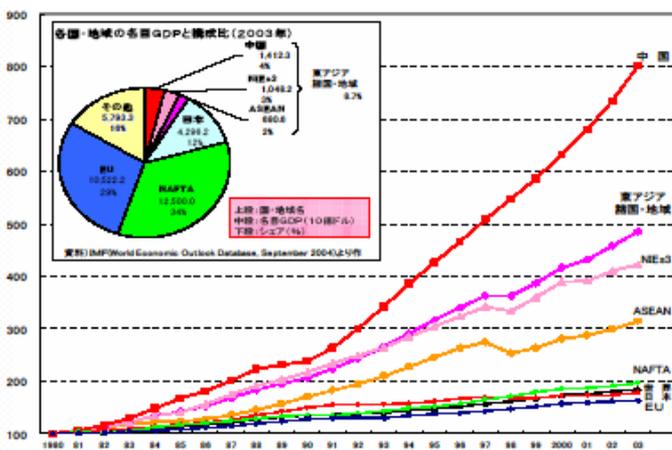
- 第1号 保健・医療又は福祉の増進を図る活動
- 第2号 社会教育の推進を図る活動
- 第3号 まちづくりの推進を図る活動
- 第4号 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 第5号 環境の保全を図る活動
- その他

注：一つの法人が複数の活動分野の活動を行う場合があるため、合計は100%にならない。

(出典)内閣府資料より国土交通省国土計画局作成
注：データは毎年6月現在

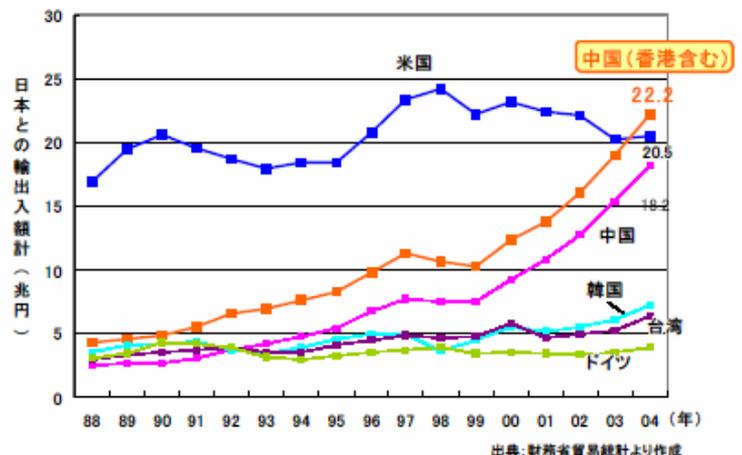
東アジア諸国・地域(日本を除く)の実質GDPは、2003年で1980年の4.85倍となっており、世界平均(1.85倍)を上回る速い速度で成長し、特に中国の成長が著しい。2003年には我が国を含めた東アジア全体では名目GDPは世界全体の20.6%に達し、一大経済圏に成長している。

世界の主要地域等の実質GDPの伸び(1980年比)



(注) 1 1990年米ドル価格の実質GDPを、1980年=100として指数化した。
2 世界は国連統計(台湾を除く)に台湾を加えた値による。
資料) 国連は、「National Accounts Main Aggregates Database」
国連は、「IMF World Economic Outlook Database, September 2004」より作成

我が国の相手国別貿易額の推移

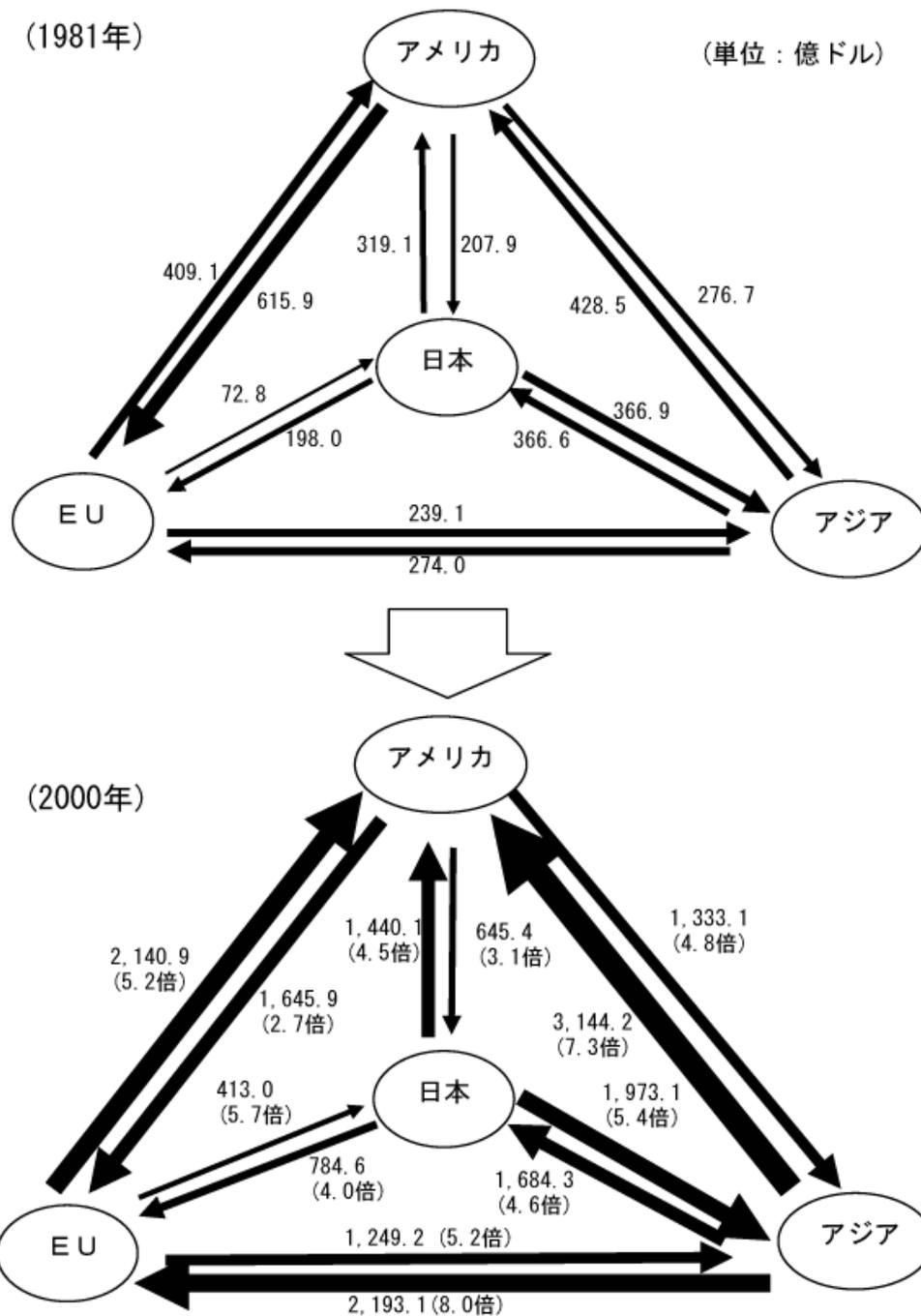


(出典) 社会資本審議会・交通政策審議会計画部会基本問題小委員会資料

国土利用をめぐる基本的条件

アメリカ、EU、日本、及び日本を除くアジアについて、地域間の貿易動向を金額ベースでみると、アジア諸国の、特に輸出が著しく伸びている。2000年までの20年間で、世界の貿易額が3.3倍となるなか、アジアからの輸出はアメリカ向けで7.3倍、EU向けで8.0倍となっている。

各地域間の貿易フローの変化
世界貿易におけるアジアの比重が高まる



(備考) IMF、台湾統計局より作成。

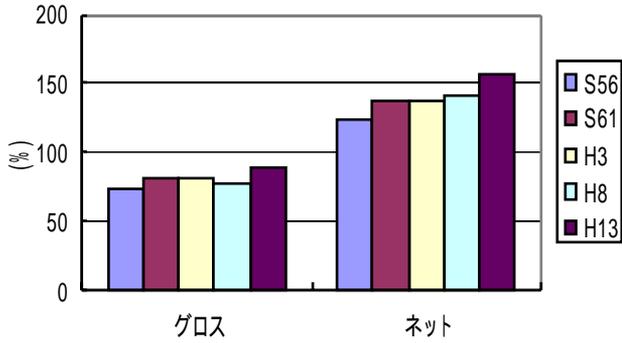
(出典)内閣府「世界経済の潮流 2004年秋」

国土利用の基本的方針 土地需要の量的調整

都市的土地利用

大都市圏においては、土地利用の高度化が進んでいる。また、住宅地も共同住宅の割合が増加し、高層化する傾向がある。

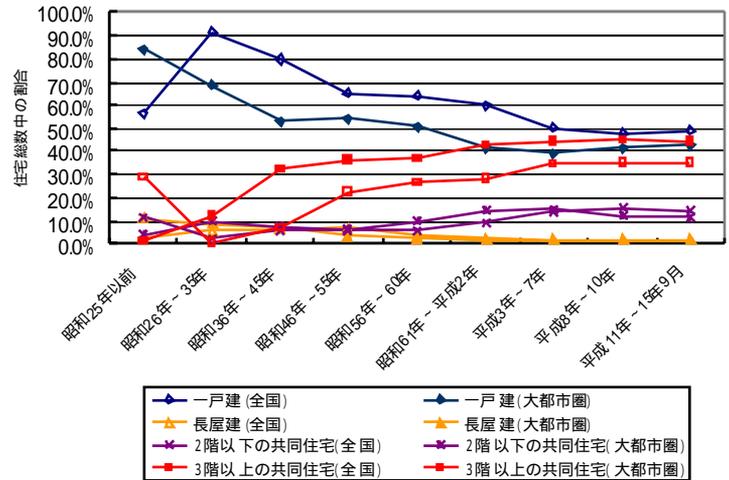
東京都区部における容積率の推移



グロス: 全土地面積に対する建物の延べ床面積の割合
ネット: 宅地面積に対する建物の延べ床面積の割合

(出典) 東京都「東京の土地利用」

建築時期別の住宅の建て方・階数の推移

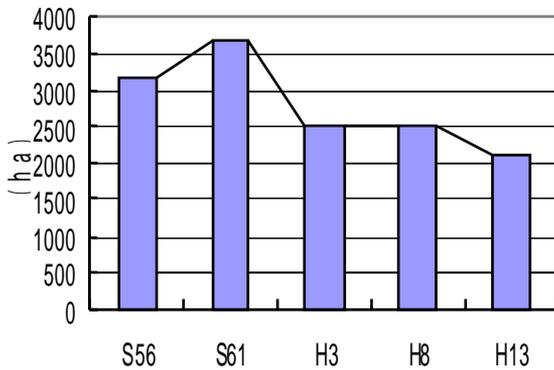


注: このグラフにおける大都市圏は、平成12年国勢調査において広域的な都市地域を規定するために行政区画を越えて設定された地域区分であり、「中心市」(東京都特別区及び政令指定市)及びこれに社会・経済的に結合している「周辺市町村」である。

(出典) 平成15年 住宅・土地統計

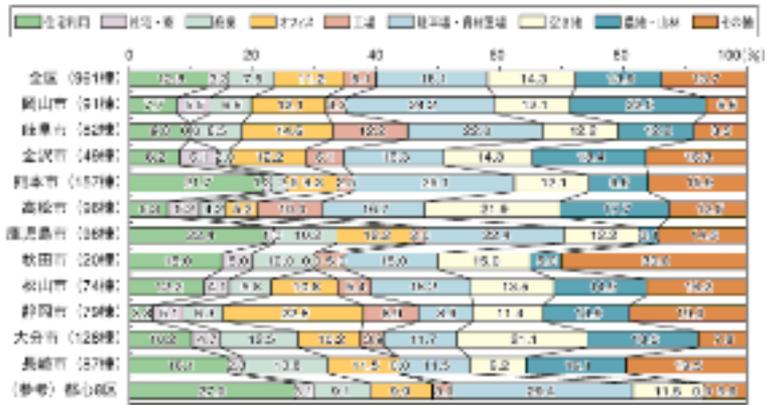
東京都区部においては、低未利用地が減少傾向にある。また、マンション建設が多くみられる地方中核市における敷地の従前用途も、「駐車場・資材置き場」「空き地」といった、いわゆる低未利用地が約3割と高くなっている。

東京都区部における未利用地等、屋外利用地の推移



(出典) 東京都「東京の土地利用」

マンション敷地の従前用途(地方中核市11都市)



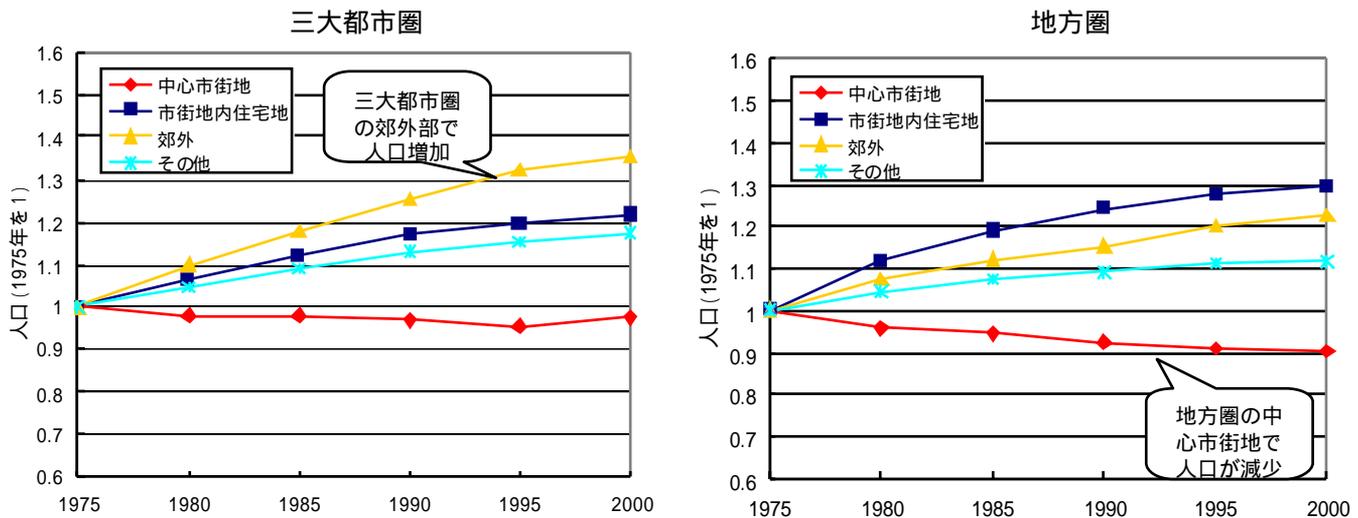
資料: 国土交通省「地方における住宅を中心とする土地利用に関する調査」(平成17年1月)
国土交通省「『都心部』現象の観察調査」(平成13年3月)

注: 不動産経済研究所「全国マンション市場動向」により、秋田市、金沢市、静岡市、岐阜市、岡山市、高松市、松山市、長崎市、熊本市、大分市、鹿児島市の地方中核市11都市において平成8年から平成15年までの間に竣工した分譲マンションが対象。なお、対象都市については、近年マンション建設が多くみられる地方中核都市のうち地域バランス等も考慮に入れ選択。

(出典) 「平成17年土地白書」

1975年以降、三大都市圏では郊外部において人口が増加している。地方圏では中心市街地の人口は減少し、市街地内住宅地や郊外部は増加している。

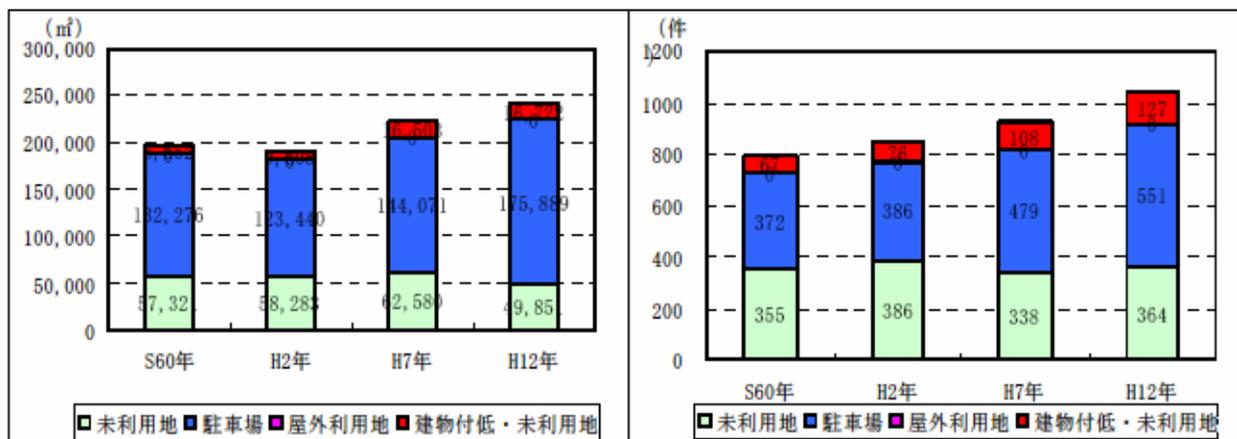
市街地・郊外別の人口の推移(1975年を1)



(出典) 総務省統計局「国勢調査」および「平成12年国勢調査、平成13年事業所・企業統計調査等のリンクによる地域メッシュ統計」をもとに国土計画局作成。
注: 2000年のメッシュ人口密度が4,000人/km²以上の地域のうち昼間人口が夜間人口より大きい地域を中心市街地、小さい地域を市街地内住宅地、500~4,000人/km²の地域のうち昼間人口が夜間人口より大きい地域を郊外業務地、小さい地域を郊外住宅地と定義した。

中小都市の中心市街地においては、低未利用地が件数、面積ともに増加し、各地で空洞化が進行。

中小都市中心市街地における低・未利用地の推移
用途別面積(m²) 用途別件数



(低・未利用地等の利用状況の変遷に関する経年的実態調査)

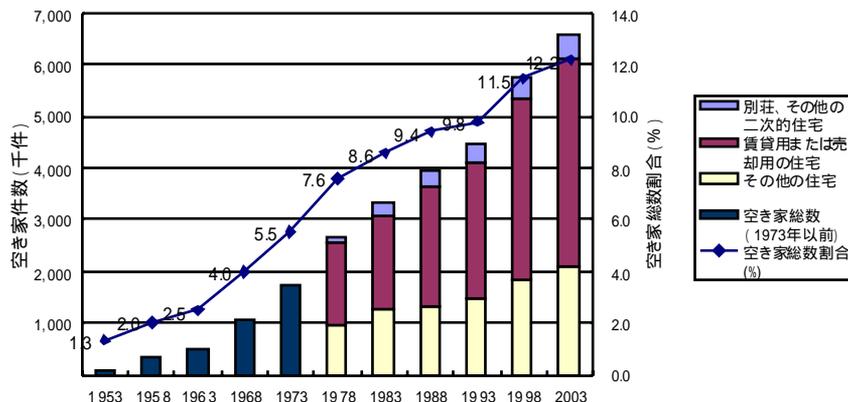
(出典) 社会資本審議会・交通政策審議会計画部会基本問題小委員会資料
注: 全国からの公募による調査目的に適合する4タイプ(中心業務地域、密集市街地、中心市街地、臨海部地域)16地区のうち、中心市街地にあたる7地区(日立市、本庄市、木更津市、甲府市、高山市、犬山市、直方市)において住宅地図をもとに昭和60年から平成12年までの15年間の低未利用地の変遷とその要因を分析した。

国土利用の基本的方針 土地需要の量的調整

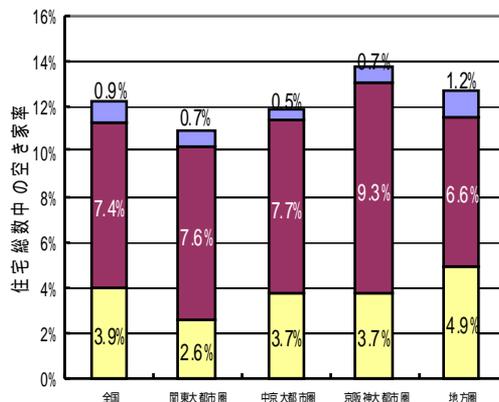
都市的土地利用

空き家率は1950年以降一貫して増加傾向で、2003年には12%を超過した。
特に、長期不在や取り壊す予定等の「その他の住宅」の増加が、今後、管理が不十分な空き家として問題となる恐れがある。

空き家総数とその割合の変化(全国)



地域別の空き家率(2003年)



空き家

二次的住宅

別荘.....週末や休暇時に避暑・避寒・保養などの目的で使用される住宅で、ふだんは人が住んでいない住宅

その他.....ふだん住んでいる住宅とは別に、残業で遅くなったときに寝泊まりするなど、たまに寝泊まりしている人がいる住宅

賃貸用または売却用の住宅 新築・中古を問わず、賃貸または売却のために空き家になっている住宅

その他の住宅 上記以外の人が住んでいない住宅で、例えば、転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や

建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅など

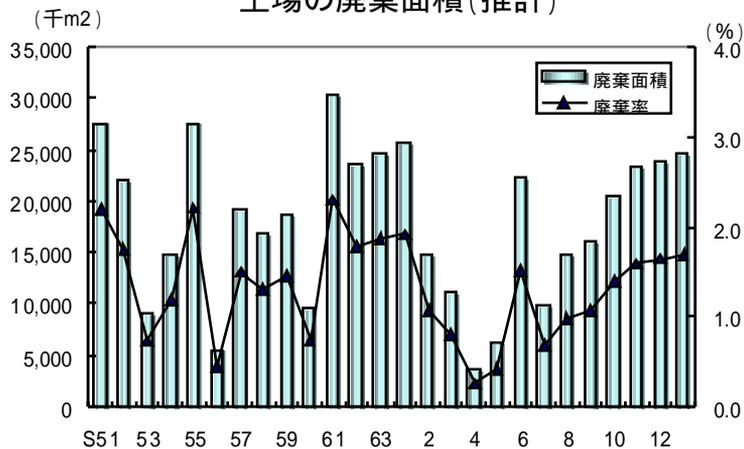
一時現在者のみの住宅、建築中の住宅は含まない

大都市圏は、中心市(それぞれの都市圏内の東京特別区、政令指定市)及びこれに社会・経済的に結合している周辺市町村(中心市への15歳以上通勤・通学者数の割合が該当市町村常住人口の1.5%以上あり、かつ、中心市と接続している市町村、および以上の定義に該当する市町村に囲まれた市町村とする。)によって構成される。

出典：総務省統計局「住宅土地統計調査」

工場の廃棄面積が再び増加しており、その跡地の転換については、過半数が転用済みあるいは工事中である一方、2割が空き地となっている。その理由としては、「利用計画はあるが、時期が来ていない」が減少する一方、「売却を検討したが、売却できず」が増加している。

工場の廃棄面積(推計)



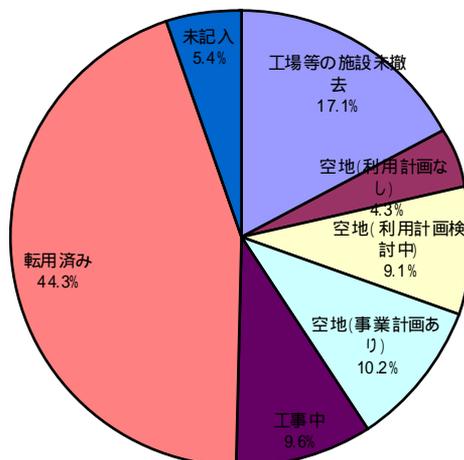
資料：経済産業省「工業統計表 用地用水編」、「工場立地動向調査」より作成。

注1：廃棄面積 = 1年間の事業所敷地面積の減 + 1年間の新規

立地面積

注2：立地面積は1,000m以上の用地取得、敷地面積は従業員30人以上の事業所

工場跡地の利用転換の状況



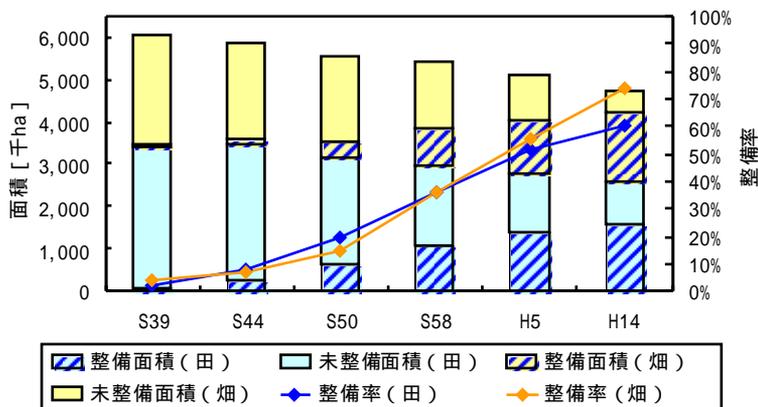
通商産業省(経済産業省)「工場跡地実態アンケート調査(H10年度) 首都圏、中部圏及び近畿圏における731の地方公共団体を対象として、H11.2に実施。回収率56.9% 調査対象となった工場跡地は、S60から調査時点までの間に生産機能を廃止した製造事業所で、面積が5,000m2以上のもの。(出典)H13年度土地白書

国土利用の基本的方針 土地需要の量的調整

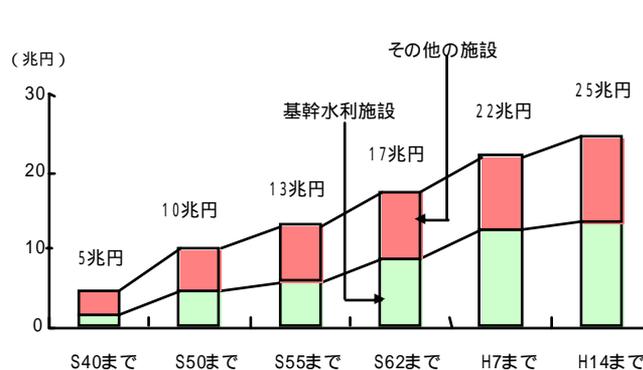
農林業的土地利用を含む自然的土地利用

農地面積は減少傾向にあるが、整備済みの農地については、着々と増加し、田では約6割、畑では約7割となっている。また、農業水利施設等のストックも形成されている。

農地の整備状況



農業水利施設ストック形成の推移



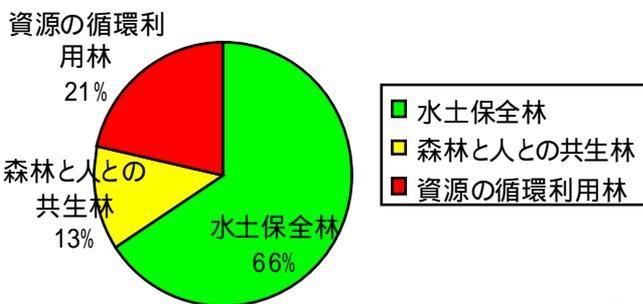
資料: 農林水産省「耕地及び作付け面積統計」、「土地改良総合計画調査」、「土地利用基盤整備基本調査」、「農用地建設業務統計調査」
 注: 1) ここで、整備済み面積とは次のものをいう。
 田: 区画が標準区画(30a程度)以上に整形済みの田の面積
 畑: 幹線道路及び末端農道が完備された畑の面積
 2) 田畑の面積については、各年8月1日(H14は7月15日)時点の値である。
 3) 整備済み面積については、各年3月31日時点の値(H14は推計値)である。

出典: 農林水産省「農村の地域資源に関する研究会 中間取りまとめ」
 資料: 農林水産省試算
 注: 農業水利施設の再建設費ベースによる評価算定。
 基幹水利施設は、受益面積の100ha以上の農業水利施設である。

森林は、重視すべき機能に応じて、森林を3区分し、整備、保全を図っている。また、特に水源のかん養や山地災害の防止等公益的機能の発揮のため、伐採や転用等の規制を行う必要のある森林として指定された保安林は、その面積が毎年増加している。

重視すべき機能に応じた森林の3区分

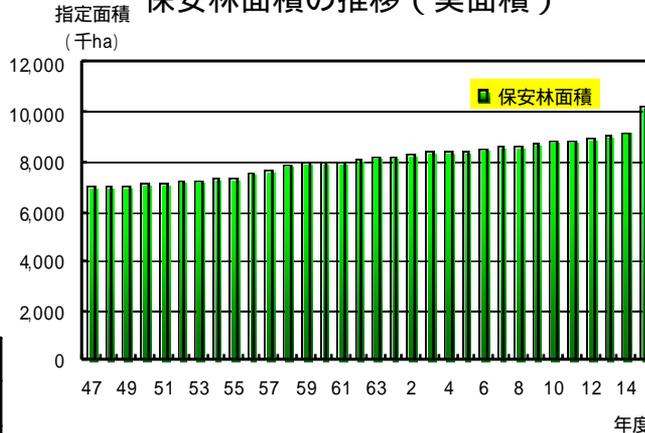
(H14.3.31)



水土保全林: 森林法第4条第2項第3号の3に規定する公益的機能別施業森林に区分された森林のうち、水源かん養機能又は山地災害防止機能を重視する森林
 森林と人との共生林: 森林法第4条第2項第3号の3に規定する公益的機能別施業森林に区分された森林のうち、生活環境保全機能又は保健文化機能を重視する森林
 資源の循環利用林: 森林法第4条第2項第3号の3に規定する公益的機能別施業森林に区分された森林以外の森林

| 区分 | 面積 |
|-----------|--------|
| 水土保全林 | 16,291 |
| 森林と人との共生林 | 3,239 |
| 資源の循環利用林 | 5,337 |
| 合計 | 24,868 |

保安林面積の推移 (実面積)



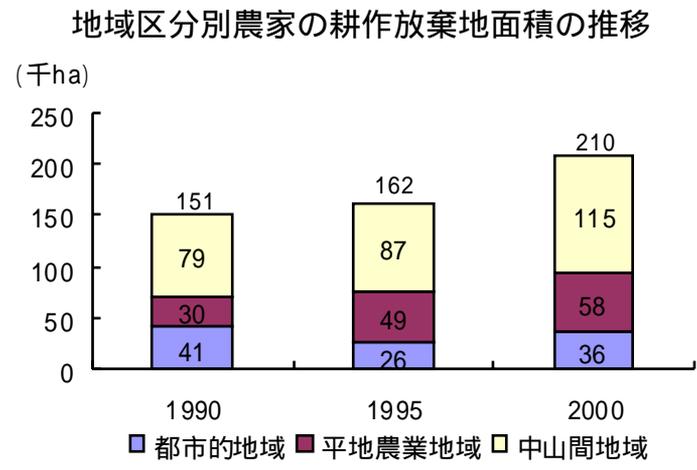
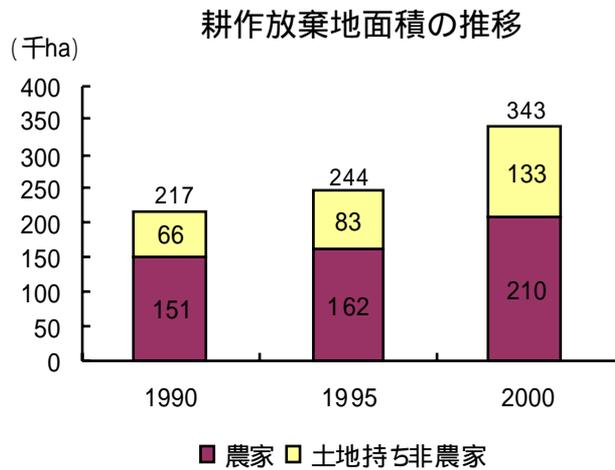
出典: 林野庁資料より国土交通省国土計画局作成

資料: 林野庁 森林資源の現況 (H14.3.31) より国土交通省国土計画局作成

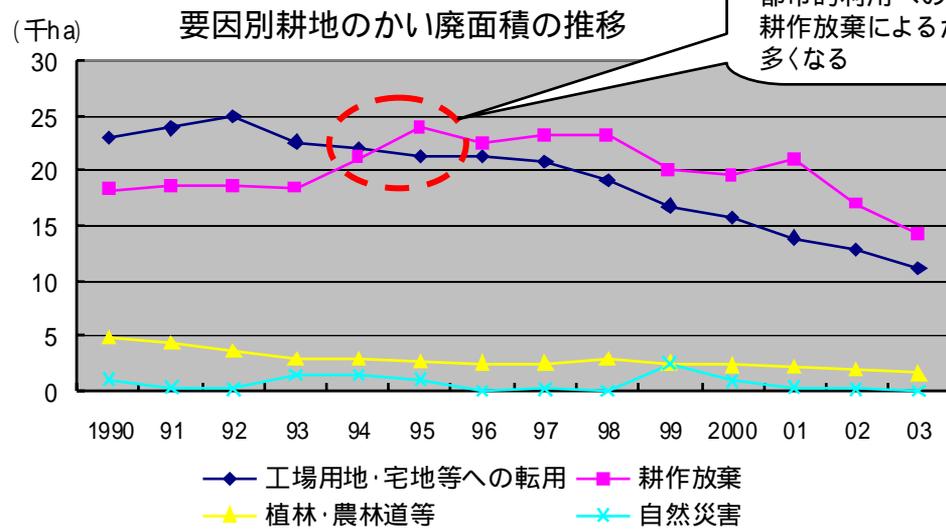
国土利用の基本的方針 土地需要の量的調整

農林業的土地利用を含む自然的土地利用

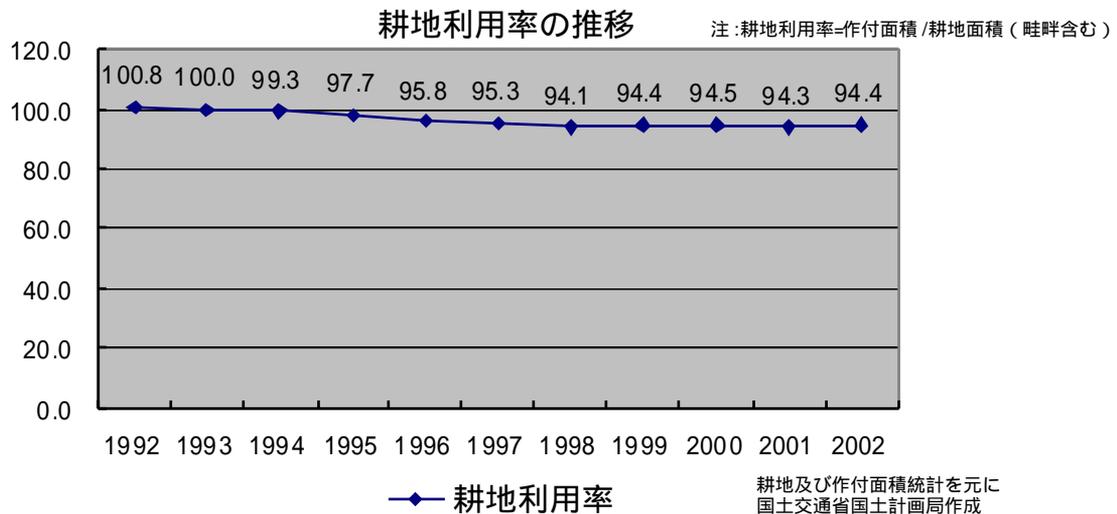
農地については、都市的土地利用への転用よりも耕作放棄によるかい廃が多くなり、耕作放棄地の増加等、管理水準の低下がみられる。



農林業センサスを元に国土交通省国土計画局作成
注：四捨五入の関係で合計値は必ずしも一致しない。

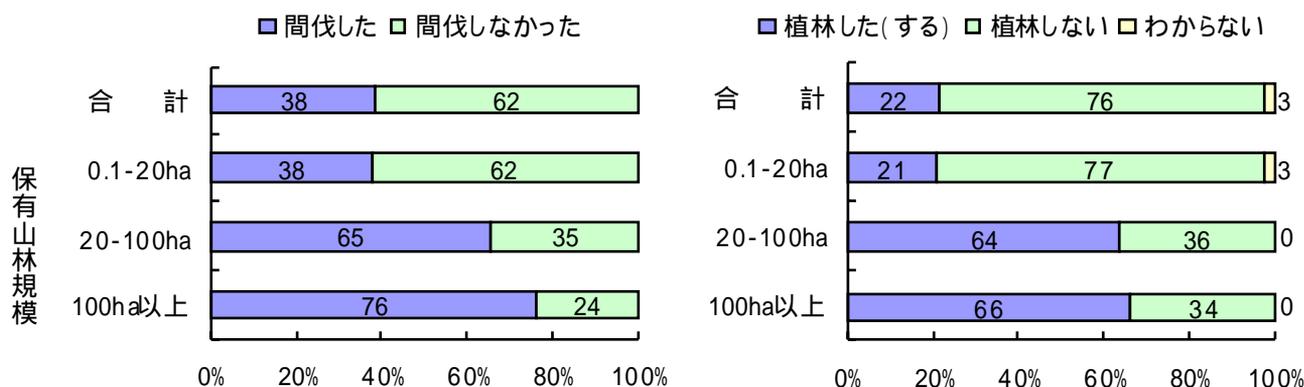


耕地及び作付面積統計を元に国土交通省国土計画局作成



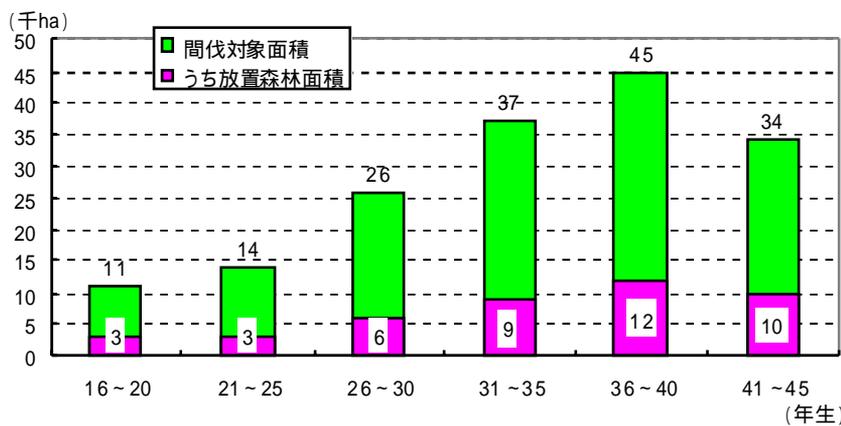
農山村地域の過疎化・高齢化等により、林業生産活動が停滞し、人工林の間伐、伐採跡地への植林等が行われない森林の存在等、森林の管理水準の低下がみられる。

保有山林規模別林家の間伐及び植林の実施状況



出典：林野庁「平成12年度 林業の動向に関する年次報告」より
 資料：農林水産省「山林保有者の林業生産活動に関するアンケート」（平成9年11月）
 注：間伐実施状況は、過去5年間に於いて、間伐を実施した林家と間伐対象山林があるにも関わらず間伐を実施しなかった林家数の構成比である。

年齢別の間伐対象面積と放置森林面積(愛媛県の例)

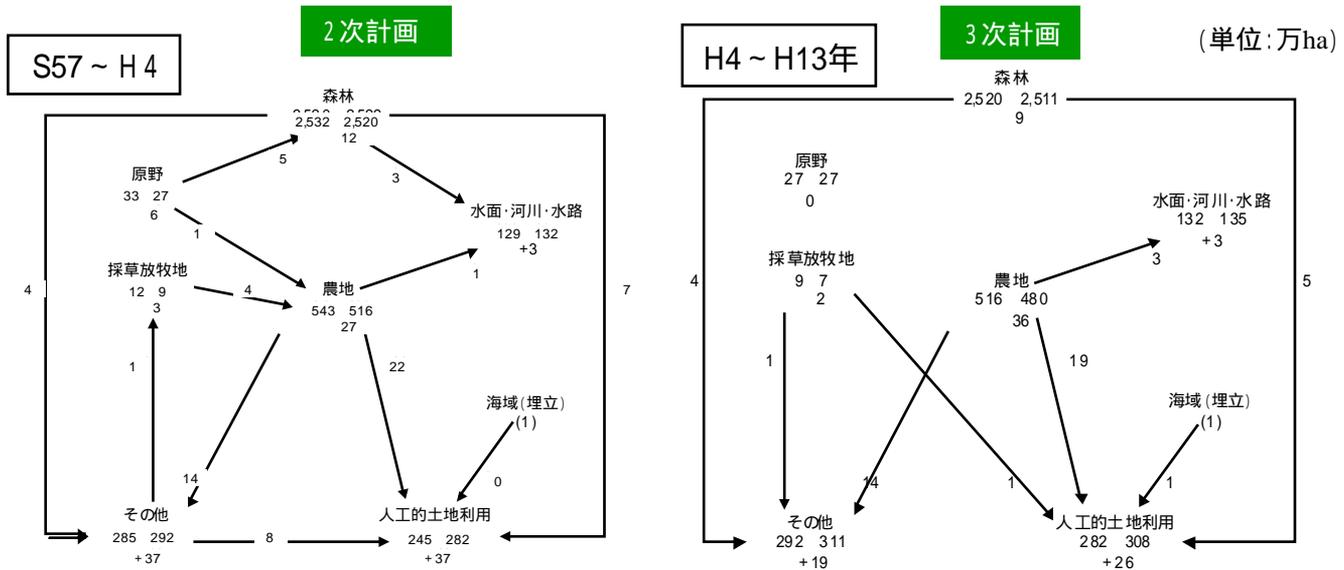


注：1) 水土保持機能の高い森林の間伐対象森林面積と放置森林面積である。「水土保持機能の高い森林」は、同県の地域森林計画において、山地災害防止機能又は水源かん養機能が第一に発揮されるべきとして区分されている森林
 2) 「放置森林」とは、16~45年生の針葉樹人工林で過去10年間に施業が全く行われていない。立木の過密化が原因で、気象災害や病虫害のおそれや荒廃が見られる。森林所有者による施業が期待できないのいずれにも該当する森林
 3) 「間伐対象森林」は、16~45年生のスギ、ヒノキ等針葉樹人工林

出典：林野庁「平成14年度 森林及び林業の動向に関する年次報告」より
 資料：愛媛県「愛媛県放置森林管理システム検討結果報告書」

全体としては、農林業的土地利用から都市的土地利用への転換は減少している。

第2次計画と第3次計画期間中の土地利用転換の状況



(出典) 国土庁計画・調整局「国土プランナー必携」
国土交通省「土地利用現況把握調査」をもとに国土交通省国土計画局作成
人工的土地利用：宅地、道路

環境影響評価法は、道路、ダム、鉄道、飛行場、発電所、埋立・干拓、土地区画整理事業等の面的開発事業のうち、規模が大きく、環境影響が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価の手の実施を義務付けている。同法に基づき、平成17年3月末までに102件の事業が手続を開始し、そのうち、16年度においては、10件が新たに手続を完了しており、社会資本整備における環境配慮の徹底が図られた。

環境影響評価法に基づき実施された環境影響評価の施行状況

(平成17年3月末現在)

| | 道路 | 河川 | 鉄道 | 飛行場 | 発電所 | 処分場 | 埋立 | 面整備 | 合計 |
|--------|----------------------|------|-------|------|----------------------|-----------------|-----------------|----------------------|------------------------|
| 手続着手 | 63(41) ⁷⁾ | 5(5) | 13(9) | 8(8) | 35(23) ⁷⁾ | 3(2) | 10(7) | 20(11) ²⁾ | 152(102) ⁷⁾ |
| 環境大臣意見 | 31(10) | 3(3) | 9(6) | 4(4) | 22(10) | - ⁵⁾ | - ⁶⁾ | 12(4) ²⁾ | 81(37) ⁷⁾ |
| 手続完了 | 29(8) | 2(2) | 8(5) | 4(4) | 21(9) | 2(1) | 4(2) | 12 ²⁾ (5) | 80(35) |
| 手続中に中止 | 6(6) | - | - | - | 2(2) | - | - | 1(0) | 9(8) |

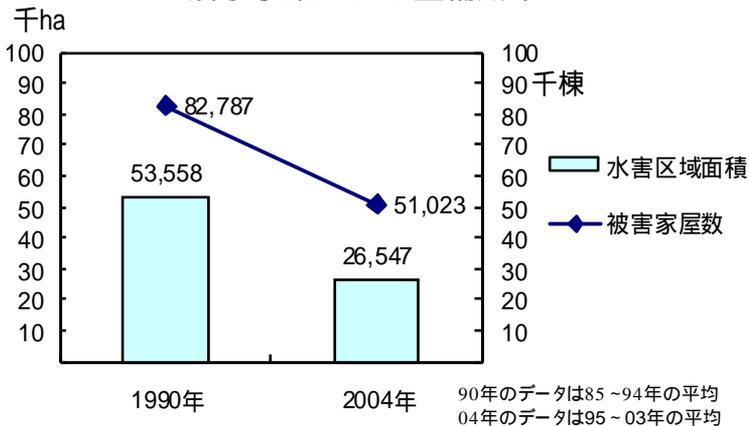
- 注1：()内は手続当初から法に基づく案件で内数。
 2：新住宅市街地開発事業が2件あることを除けばすべて土地区画整理事業である。
 3：2つの事業が併合して実施されたものについては、合計では1件とした。
 4：土地区画整理事業のうち1件は、事業認可の許認可権者が都道府県知事であり、さらに都市計画認可が不要であるため、環境影響評価法上、環境大臣の関与する機会はない。
 5：廃棄物最終処分場の設置に係る許可又は特定届出(市町村が設置する一般廃棄物最終処分場に限る)の許認可権者は都道府県知事であるため、環境影響評価法上、環境大臣が関与する機会はない。
 6：公有水面の埋立て(干拓を含む)に係る免許又は承認(国が行う埋立てに限る)の許認可権者は都道府県知事(港湾区域内にあっては港湾管理者の長)であるため、環境影響評価法上、環境大臣が関与する機会はない。
 7：手続中に事業中止となった件数を含む。
 8：16年度中に環境影響評価法第27条に基づく公告・縦覧が終了した案件は、大内白鳥バイパス線、1・3・1酒田余目線及び3・2・3酒田余目線、仁摩温泉津線、浜田三隅線、筑後川水系小石川原ダム、石炭ガス化複合発電実証試験研究設備、中央環状品川線、百里飛行場民間共用化事業、象潟高速線及び仁賀保南高速線、一般国道47号新庄古口道路の10件。

資料：環境省

(出典) 環境白書

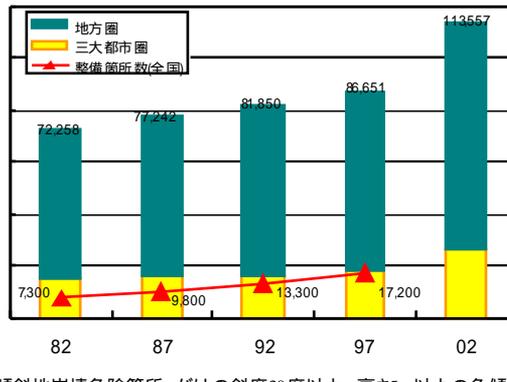
国土保全施設の整備効果等により、水害面積は減少しているが、集中豪雨の発生の増加、宅地開発、土地利用の高度化等により、災害発生時のポテンシャルは増大している。

治水事業による整備効果



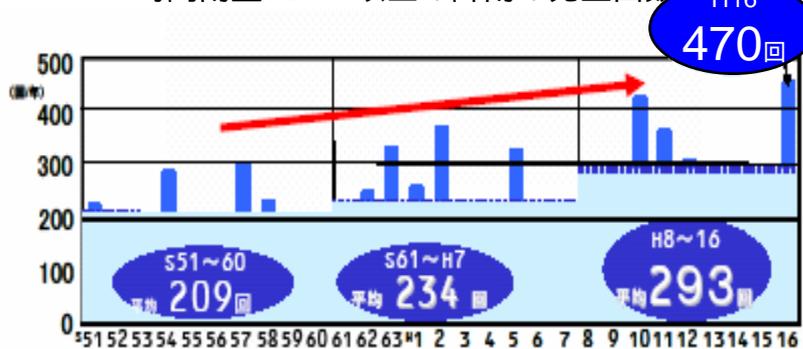
水害区域面積：洪水、土石流、地すべり等の災害によって発生した被害面積
被害家屋数：上記災害によって全半壊、床上床下浸水が生じた家屋数

急傾斜地崩壊危険箇所と整備箇所数の推移

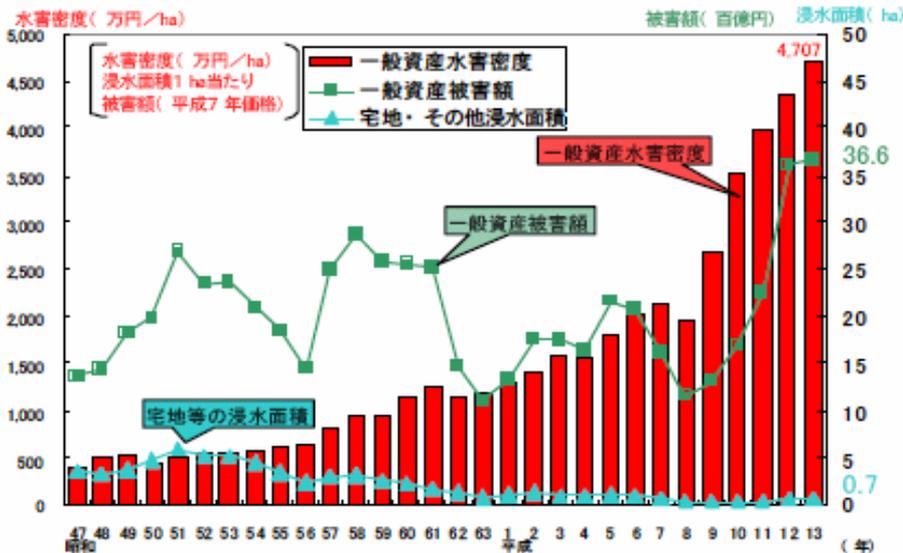


急傾斜地崩壊危険箇所：がけの斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で
想定被害区域内に人家5戸以上(公共建物5未満を含む)

時間雨量50mm以上の降雨の発生回数



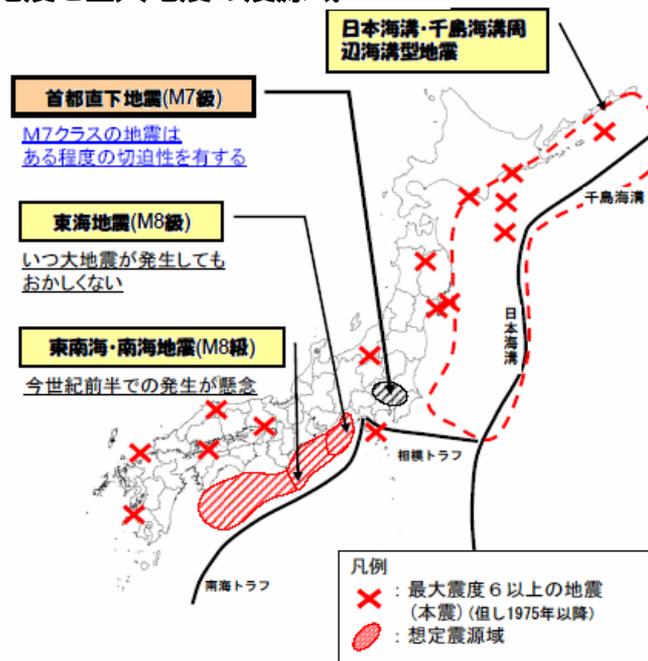
一般資産水害密度等の推移(過去5年間の平均)



(出典) 全て国土交通省河川局資料(一部データをもとに国土計画局作成)

首都直下地震、東海地震、東南海・東海地震などの巨大地震により甚大な被害が生じると想定されている。

過去30年の地震と巨大地震の震源域



(出典) 中央防災会議資料

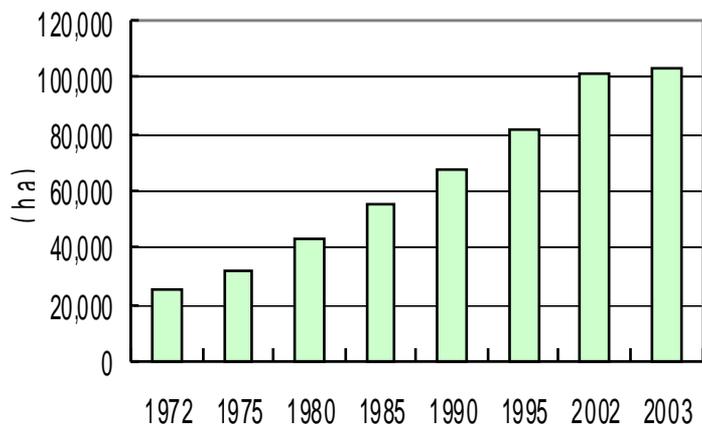
巨大地震の被害想定

| | 首都直下地震 | 東海地震 | 東南海・南海地震 |
|---------------|----------|---------|----------|
| 人的被害(最大) | | | |
| 死者数 | 約11,000人 | 約9,200人 | 約17,800人 |
| 揺れ (建物倒壊等) | 約3,100人 | 約6,700人 | 約6,600人 |
| 津波 | | 約1,400人 | 約8,600人 |
| 火災 | 約6,200人 | 約600人 | 約500人 |
| 崖崩れ | 約900人 | 約700人 | 約2,100人 |
| 経済被害(最大) | | | |
| 直接被害 | 約67兆円 | 約26兆円 | 約43兆円 |
| 建物被害 | 約55兆円 | 約18兆円 | 約30兆円 |
| 間接被害 | 約44兆円 | 約11兆円 | 約14兆円 |
| 生産停止 | 約13兆円 | 約3兆円 | 約5兆円 |
| 交通寸断 | 約6兆円 | 約2兆円 | 約1兆円 |
| 地域外波及 | 約26兆円 | 約6兆円 | 約8兆円 |
| 合計 | 約112兆円 | 約37兆円 | 約57兆円 |

経済被害には、人的被害及び公共土木被害は含まれていない。
平成17年度国家予算(一般会計)は約82兆円。

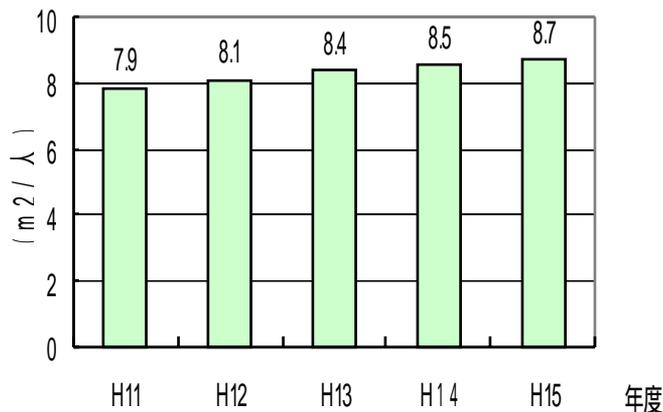
都市公園の面積は年々増加している等、ゆとりある国土利用に向けた施策が推進されている。

都市公園面積の推移



注) 特定地区公園(カントリーパーク)を含む。

一人当たり都市公園等面積

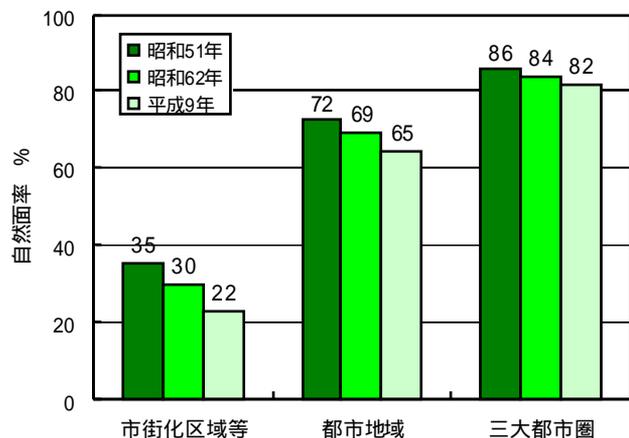


(出典) 国土交通省都市・地域整備局資料より国土計画局作成

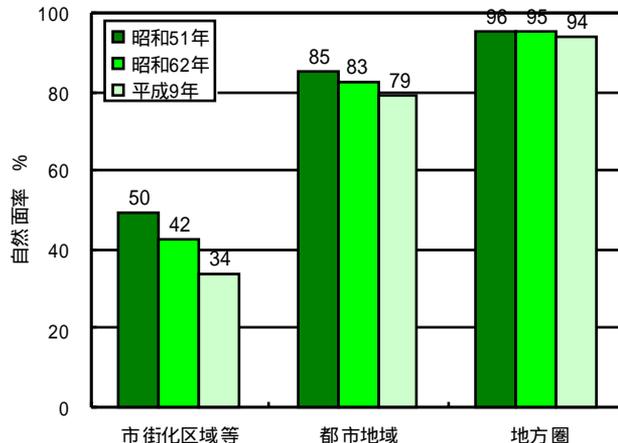
都市地域内の自然面率は三大都市圏、地方圏とも年々低下している。特に市街化区域等での低下が著しい。また、三大都市圏の市街化区域等では、自然面率が3割*を下回り、緑地や水辺地などが不足している。

自然面率の推移

三大都市圏



地方圏



(注1) 都市地域: 国土数値情報の指定地域面積(昭和60年)において、3次メッシュ内の用途地域、市街化区域、市街化調整区域、都市計画区域(用途地域等を除く)の面積の和が、当該3次メッシュ面積の50%以上を占める地域
市街化区域等: 都市地域のうち市街化区域と用途地域の面積の和が、都市計画区域(用途地域等を除く)と市街化調整区域の面積の和より大きい地域

(注2) 自然面率: 国土数値情報の土地利用区分において、3次メッシュ内の田、その他の農用地、森林、荒地、河川地及び湖沼、海浜の面積が当該3次メッシュ面積に占める割合

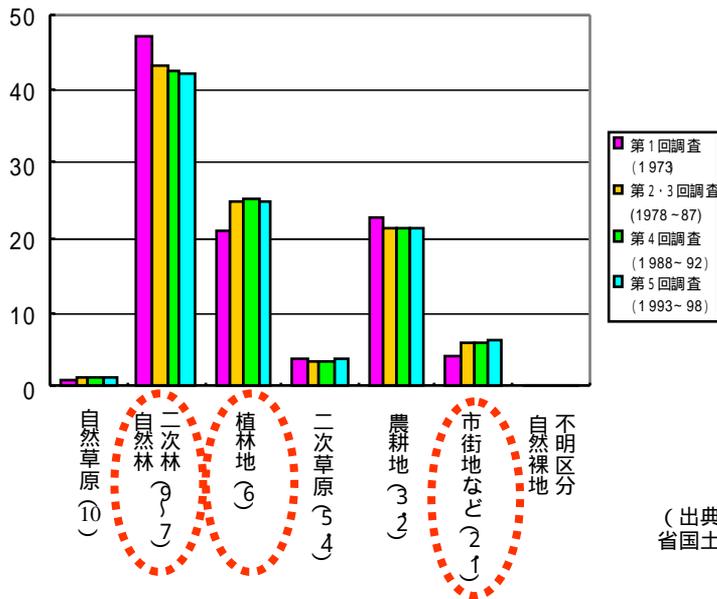
* 「緑の政策大綱」では市街地における緑地の占める割合を3割以上としている

(出典) 国土数値情報により国土計画局作成。

植生自然度は、自然林(植生自然度9)や二次林(同8・7)がわずかに減少し、逆に市街地・造成地等(同1)は増加する傾向が見られる。

比率(%)

植生自然度の区分内容別の推移



注)「市街地など」には「緑の多い住宅地」(植生自然度2)を含む。

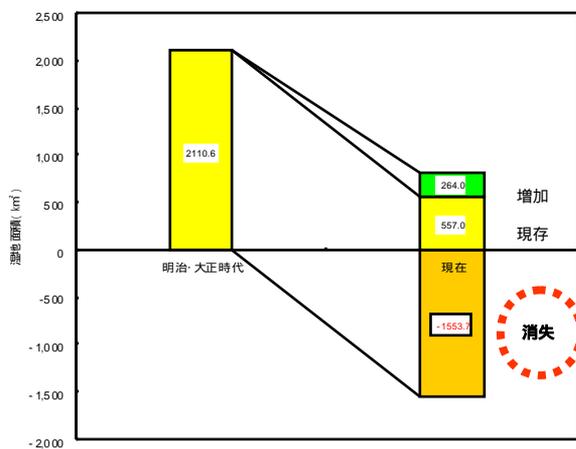
開放水域を含まない。

第1回調査は第2回調査以降と調査手法が異なるため、単純に比較することはできない。

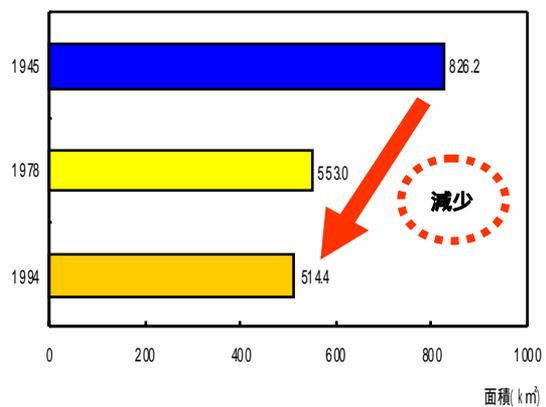
(出典)環境省「自然環境保全基礎調査」をもとに国土交通省国土計画局作成

湿地の面積は、明治・大正時代と比較して約60%(当時の湿地は約74%)減少している。干潟の面積は、1945年と比較して約38%減少している。

明治・大正時代と現在の湿地面積の変化



干潟の面積の推移

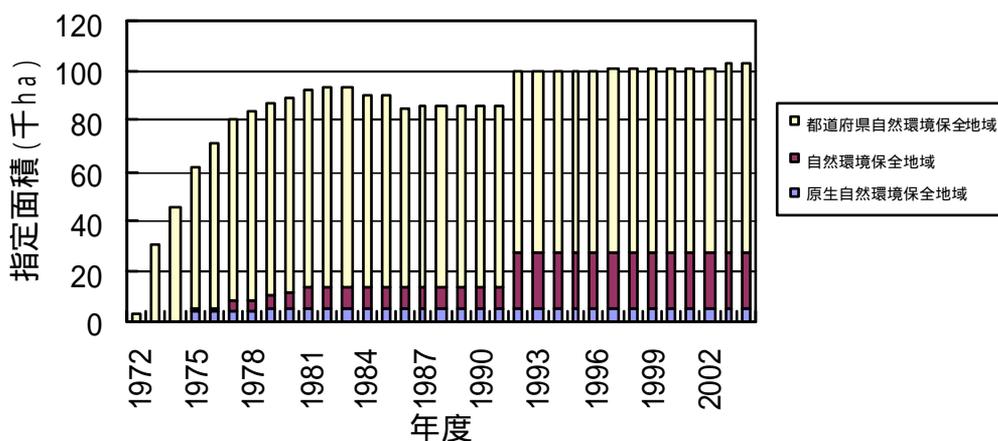


調査方法:明治・大正時代の5万分の1地形図に表示されている湿地記号の範囲と現在の5万分の1地形図に表示されている湿地記号の範囲を地形図上で比較して湿地面積の増加・減少を調べている。

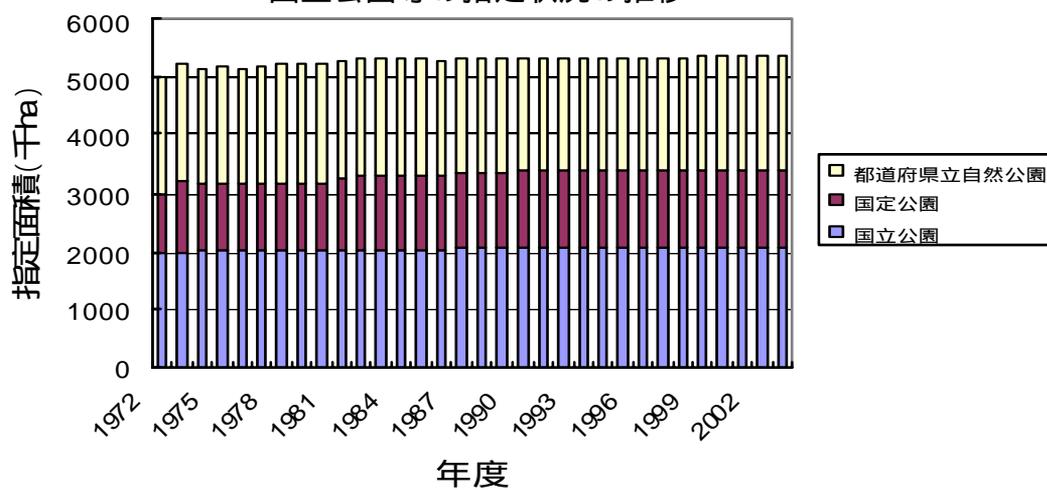
(出典)国土交通省国土地理院HP資料をもとに国土交通省国土計画局作成

自然環境保全地域、自然公園等、自然環境保全のための地域指定は、近年、微増傾向を示している。

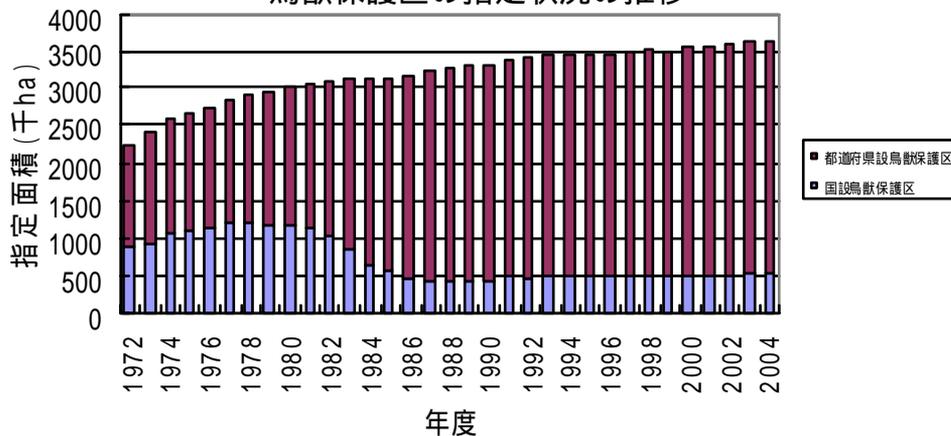
自然環境保全地域の指定状況の推移



国立公園等の指定状況の推移



鳥獣保護区の指定状況の推移



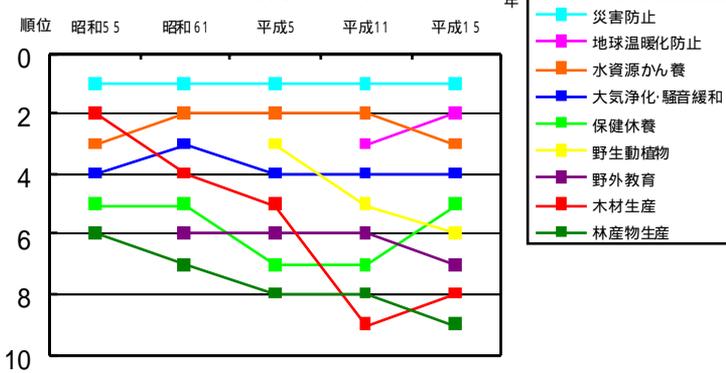
(出典) 環境省資料をもとに国土交通省国土計画局作成

国土利用の基本的方針 国土利用の質的向上

自然と共生する持続可能な国土利用

国有林野を管理する各森林管理局では、生物多様性の保全を推進するため、保護林を連結する「緑の回廊」を設定しており、平成15年4月現在、全国で17箇所の国有林で「緑の回廊」を設定した。

森林に期待する働き



(出典)平成16年度森林及び林業の動向に関する年次報告

資料:内閣府「森林・林業に関する世論調査」(昭和55年)、「みどりと木に関する世論調査」(昭和61年)、「森林と緑に関する世論調査」(平成5年)、「森林と生活に関する世論調査」(平成11年、平成15年)

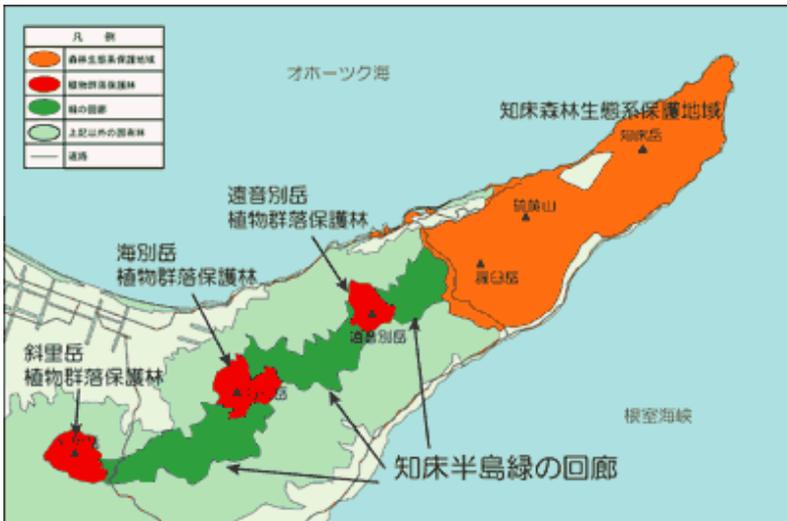
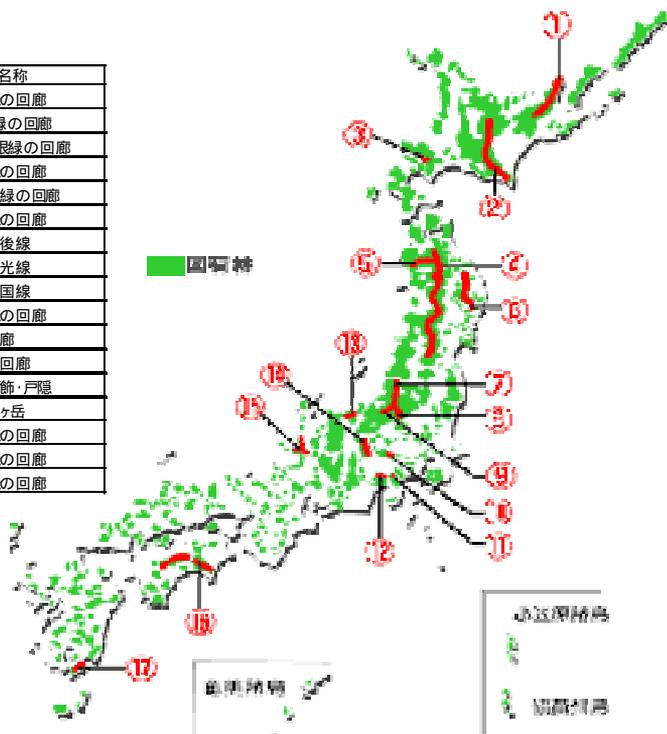
注:回答は、選択肢の中から3つを選ぶ複数回答であり、期待する割合の高いものから並べている。また、選択肢は、特にない、わからない及びその他を除き記載している。

【緑の回廊】

保護林同士を連結し野生動植物の生息・生育地のネットワークを形成するための「緑の回廊」の設定を進めている。これは、野生動物の移動経路を確保し相互交流を促進すること等により、個体群の分断を防ぎ、遺伝的多様性を確保するなど、生物多様性の保全を進めている。

平成15年度期首までに緑の回廊は17か所、約31万haとなった。また、隣接する民有林においても緑の回廊が設定されるなど、民有林との連携が進んでいる。なお、これらの保護林や緑の回廊を含めた優れた自然環境を有する森林の管理経営について、地域住民やNPO等との連携にも努めている。

| 番号 | 名称 |
|----|------------|
| 1 | 知床半島緑の回廊 |
| 2 | 大雪・日高緑の回廊 |
| 3 | 支笏・無意根緑の回廊 |
| 4 | 奥羽山脈緑の回廊 |
| 5 | 白神八甲田緑の回廊 |
| 6 | 北上高地緑の回廊 |
| 7 | 緑の回廊越後線 |
| 8 | 緑の回廊日光線 |
| 9 | 緑の回廊三国線 |
| 10 | 秩父山地緑の回廊 |
| 11 | 丹沢緑の回廊 |
| 12 | 富士山緑の回廊 |
| 13 | 緑の回廊雨飾・戸隠 |
| 14 | 緑の回廊八ヶ岳 |
| 15 | 白山山系緑の回廊 |
| 16 | 四国山地緑の回廊 |
| 17 | 大隅半島緑の回廊 |



【保護林】

国有林野事業では、学術の研究、貴重な動植物の保護、風致の維持等を目的とする国有林野独自の制度として、大正4年に保護林制度を発足させ、その保護に努めている。

保護林の種類は、(1)森林生態系保護地域、(2)森林生物遺伝資源保存林、(3)林木遺伝資源保存林、(4)植物群落保護林、(5)特定動物生息地保護林、(6)特定地理等保護林、(7)郷土の森の7種類となっており、平成15年4月1日現在、全国土824カ所、62万2千haとなっている。

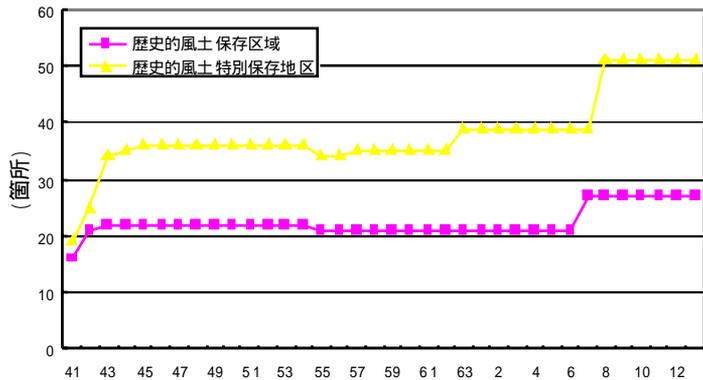
出典:林野庁HPより

国土利用の基本的方針 国土利用の質的向上

美しくゆとりある国土利用

歴史的風土保全区域の指定等も増加傾向にある。一方、街並みや景観を良くするために行政に期待される取組みとしては、住宅建設、増改築等に低利融資などの支援が最も多く、ついで地域活動への支援、普及・啓蒙活動となっている。

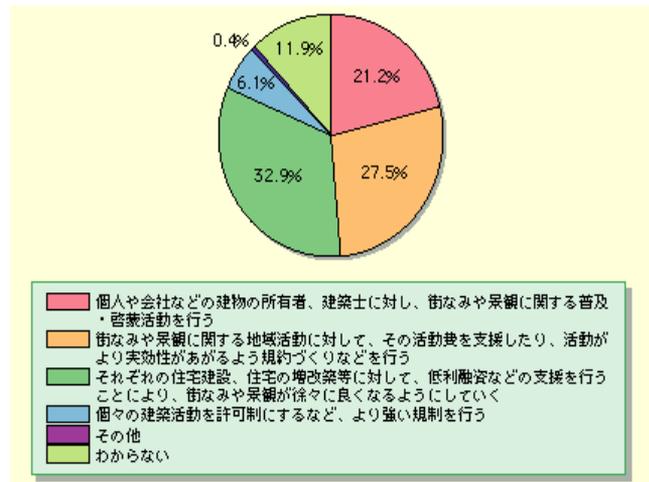
歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区
指定箇所数の推移



歴史的風土保存区域：古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法、及び明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法に基づき、その対象は古都すなわわが国往時の政治、文化の中心等として歴史上重要な地位を有する市町村に限られ、京都市、奈良市、鎌倉市の3市の他に、政令によって天理市、橿原市、櫻井市、奈良県生駒郡斑鳩町及び同県高郡明日香村、および返子市の4市1町1村が定められている。その保存対象は、わが国の歴史上意義を有する建造物、遺跡等が周囲の自然的環境と一体をなして古都における伝統と文化を具現し、及び形成している土地の状況となる。

(出典)国土交通省土地・地域整備局資料をもとに国土計画局作成

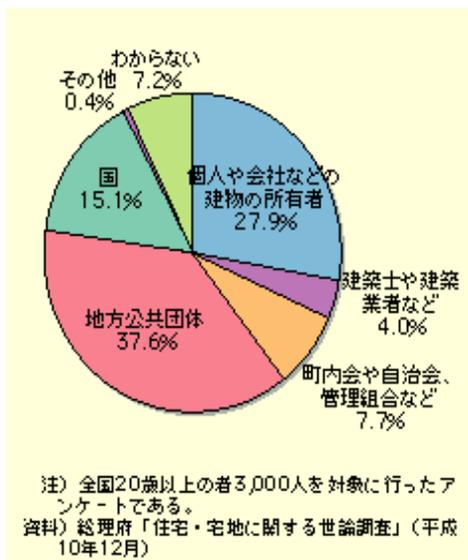
街並みや景観を良くするために
行政に期待される取組み



注) 全国20歳以上の者3,000人を対象に行ったアンケートである。
資料) 総理府「住宅・宅地に関する世論調査」(平成10年12月)

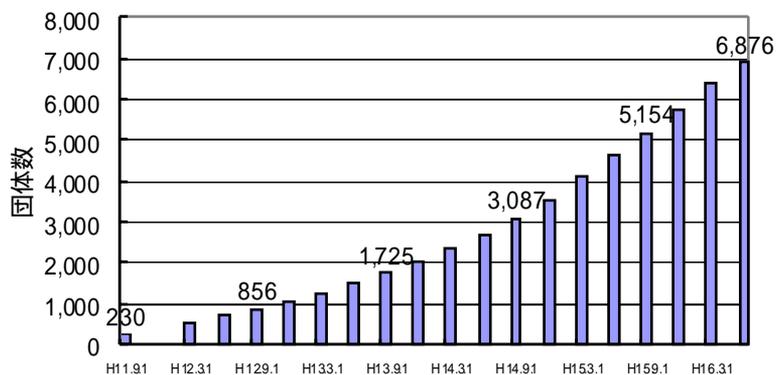
街並みや景観を良くするための責任を負うべきとして半数が国・地方公共団体をあげている一方、3割が個人・法人の所有者、1割が町内会、自治体等をあげている。また、まちづくりの推進を図る活動を行うNPOの数も3年間で約4倍になっている。

街並みや景観を良くするために誰が
責任を負うべきか



注) 全国20歳以上の者3,000人を対象に行ったアンケートである。
資料) 総理府「住宅・宅地に関する世論調査」(平成10年12月)

まちづくりの推進を図る活動を行うNPOの数(全国)



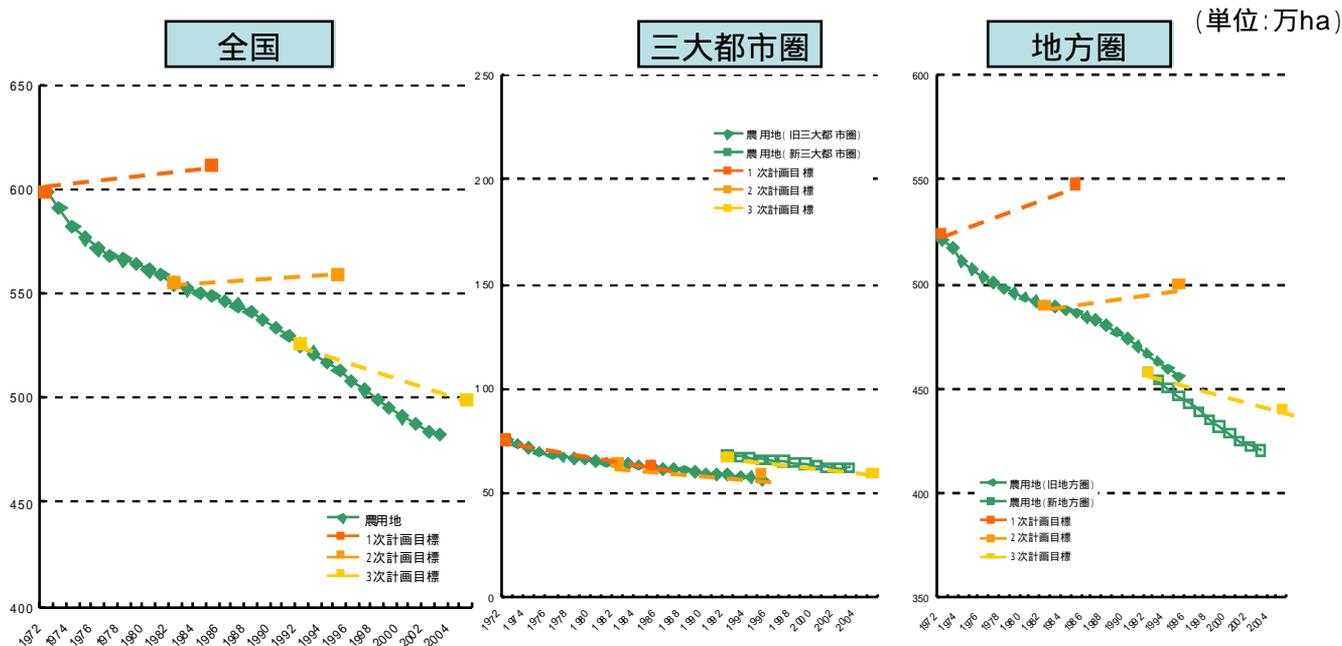
出典: 内閣府HPより国土交通省国土計画局作成

<http://www.npo-homepage.go.jp/index.html>

国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

【農用地】

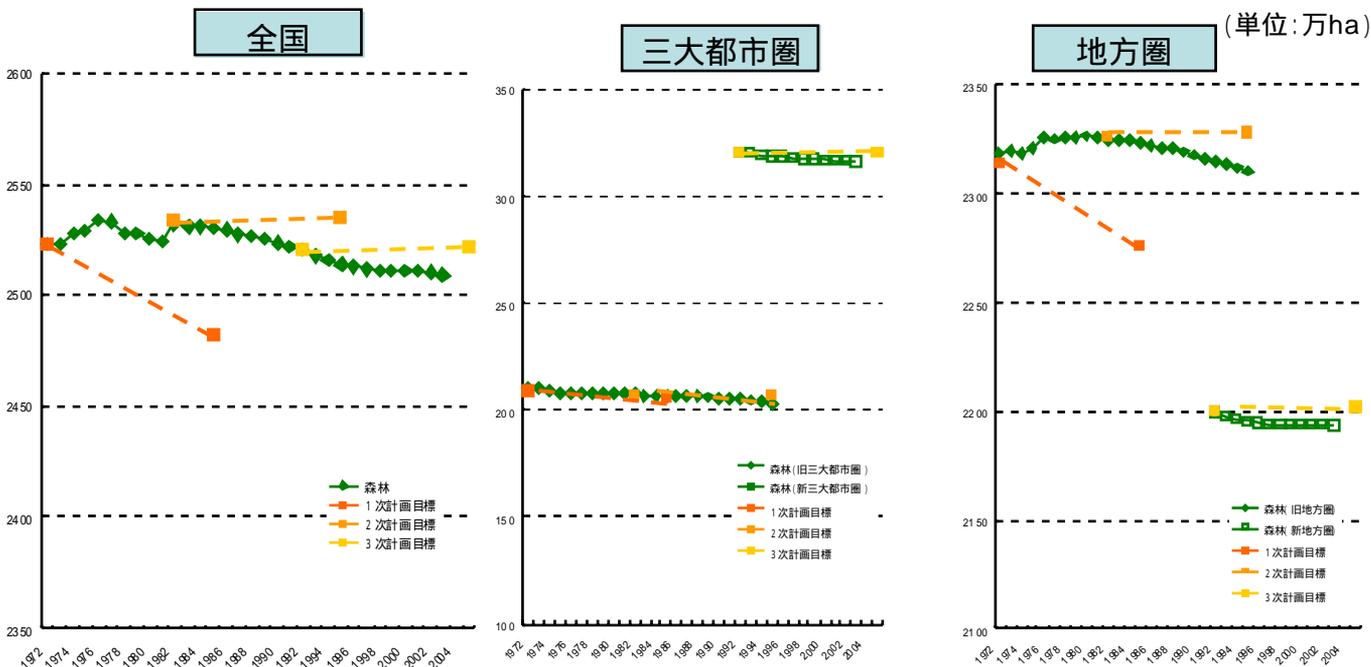
農用地面積は、目標を上回って減少。特に3次計画の計画期間では、はじめて目標で農用地の減少を許容し、三大都市圏はほぼ目標値の通りであるにも係わらず、地方圏での減少量がなお過大。



注：旧三大都市圏は、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、三重県、大阪府、京都府、兵庫県。新三大都市圏はこれに岐阜県、奈良県を含む。

【森林】

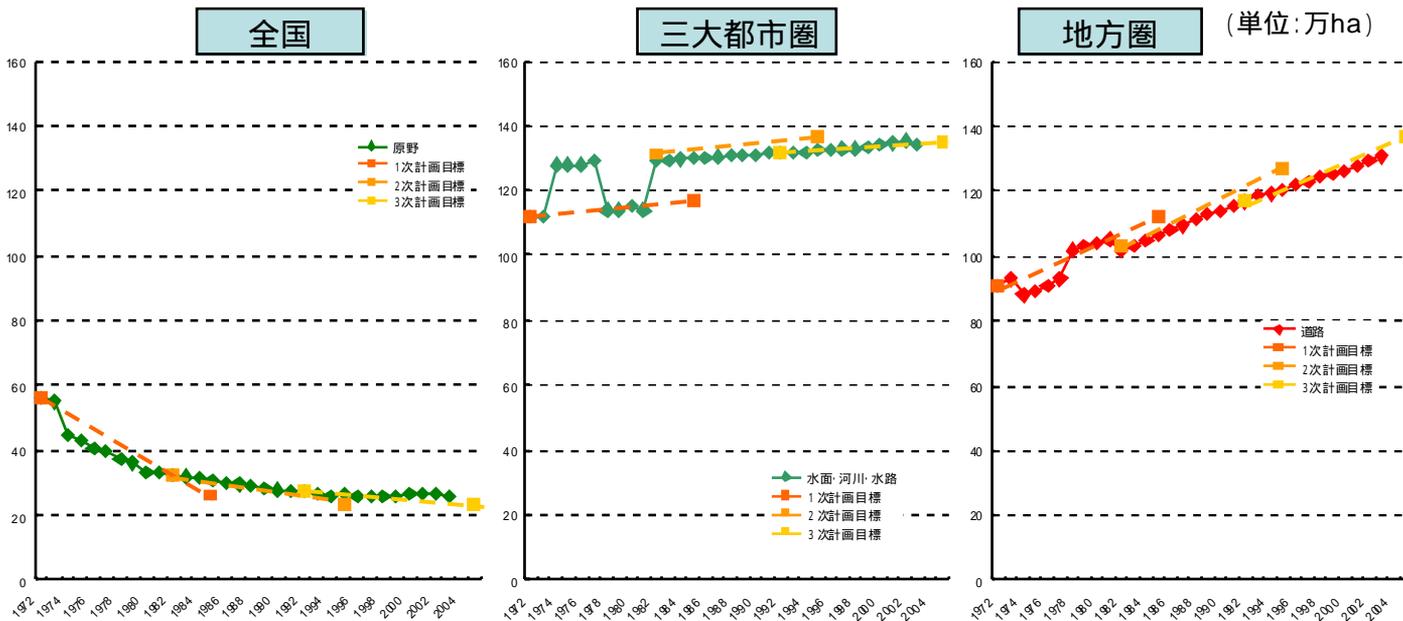
森林面積は、三大都市圏、地方圏とも2次計画以降漸減傾向で、面積を微増させるという目標値と乖離しているが、3次計画期間では、特に地方圏で減少率が小さくなったため、目標値との乖離も縮小している。



注：旧三大都市圏は、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、三重県、大阪府、京都府、兵庫県。新三大都市圏はこれに岐阜県、奈良県を含む。第1次計画以前(1982年以前)は、道路の定義変更に伴う林道面積の加除により森林面積が過小となっている。

国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

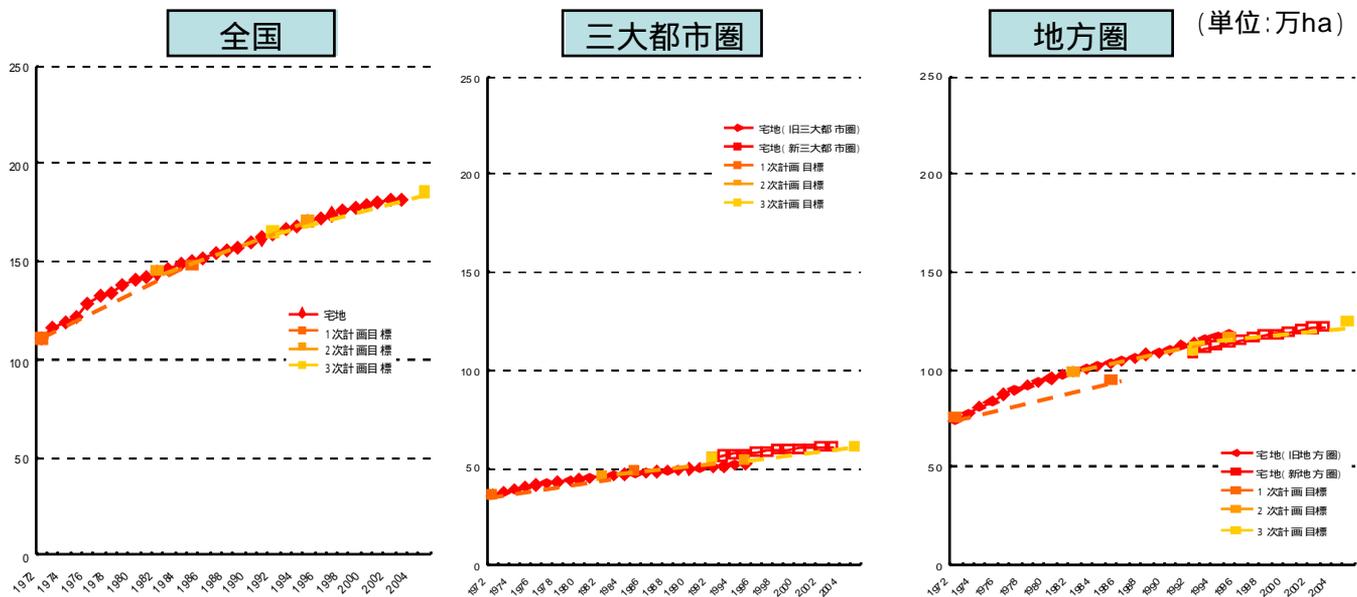
【原野】【水面・河川・水路】【道路】
 原野面積は、他地目(森林、農用地、宅地)への転換による減少が見込まれており、3次計画では地方圏での森林等への転換を見込んでいたが、減少量は目標よりも小さくなっている。
 水面・河川・水路面積は、ほぼ目標通りに増加している。
 道路面積は、ほぼ目標通りに増加しているが、特に地方圏で増加量が目標を若干下回っている。



注:第1次計画以降(1982年以降)、水面・河川・水路は区域の変更及び統計精度向上のため、道路は統計精度向上のための定義変更があったため、それ以前の数値とは整合しない。

【宅地】

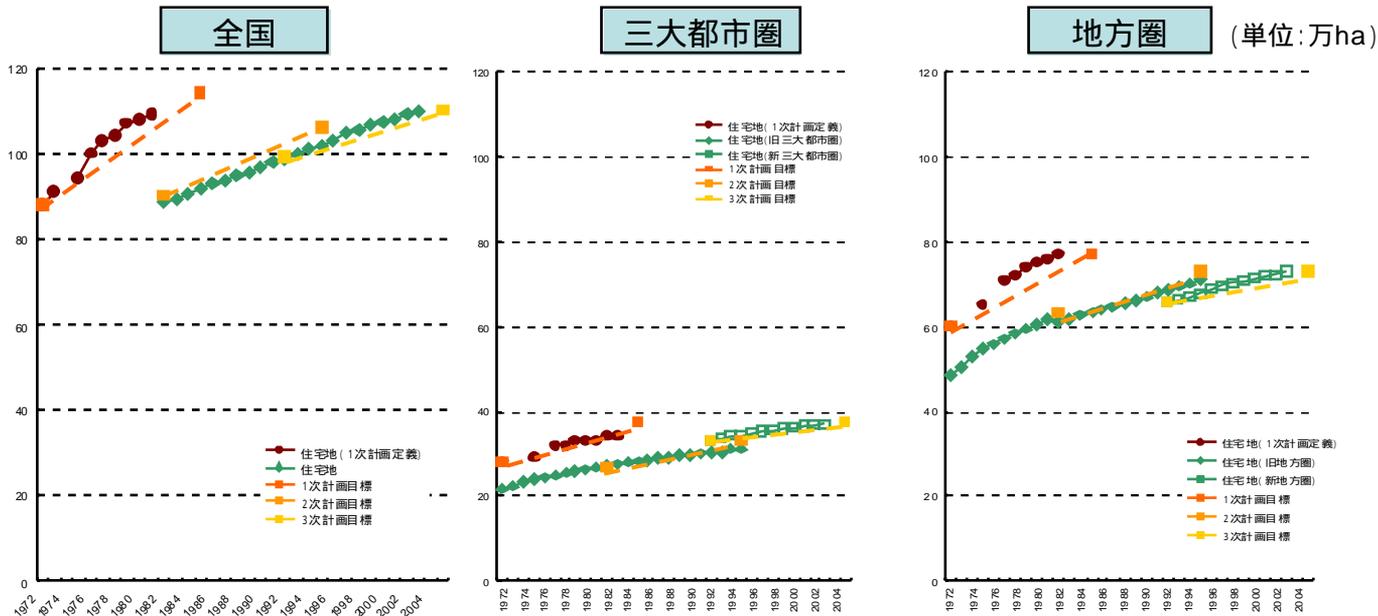
宅地面積は、特に地方圏の工業用地の影響によりやや目標を下回っているものの、3次計画期間ではそれ以前と比較して増加率が小さくなることを含め、ほぼ目標通りの動向。



注:旧三大都市圏は、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、三重県、大阪府、京都府、兵庫県。新三大都市圏はこれに岐阜県、奈良県を含む。

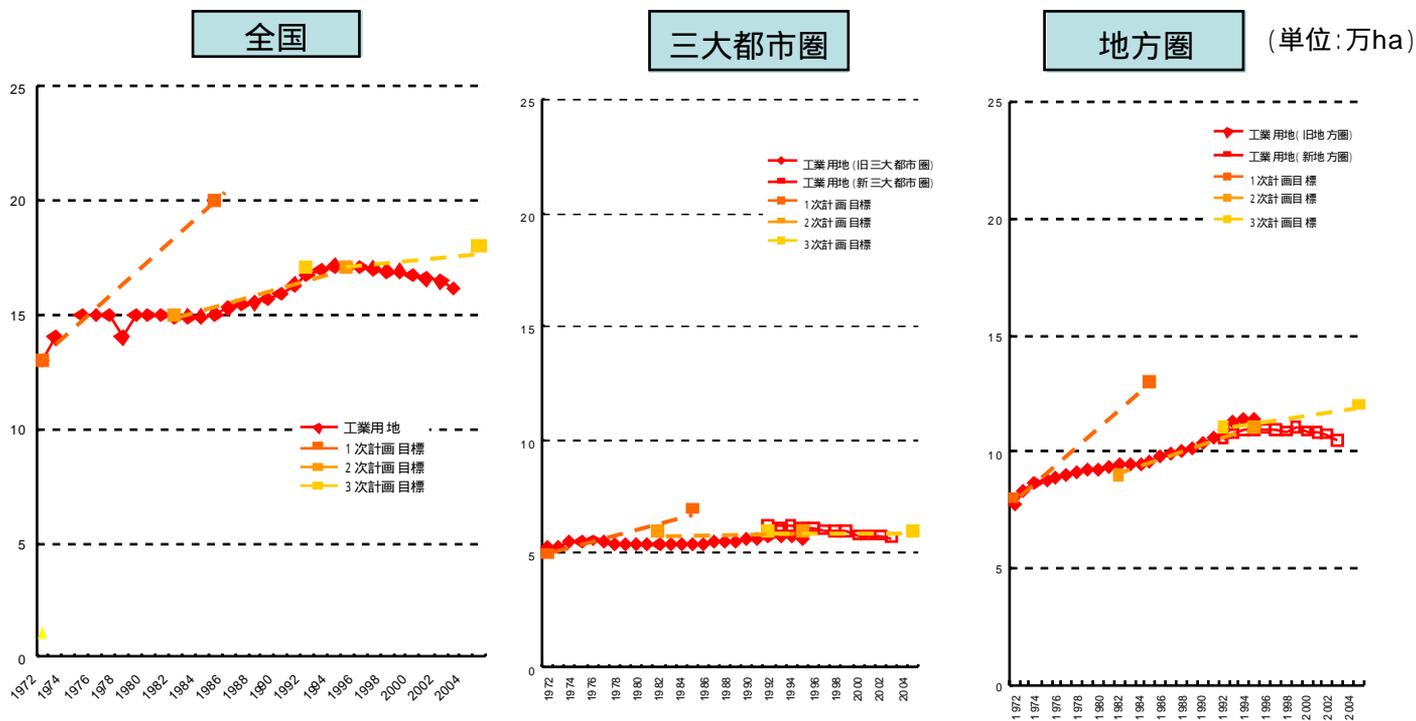
国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

【住宅地】
住宅地面積は、3次計画期間ではほぼ目標通りの動向。



注：旧三大都市圏は、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、三重県、大阪府、京都府、兵庫県。新三大都市圏はこれに岐阜県、奈良県を含む。第1次計画以降(1982年以降)、縄伸び補正量の変更及び元統計における住宅地から非住宅地への区分変更があったため、それ以前の数値とは整合しない。

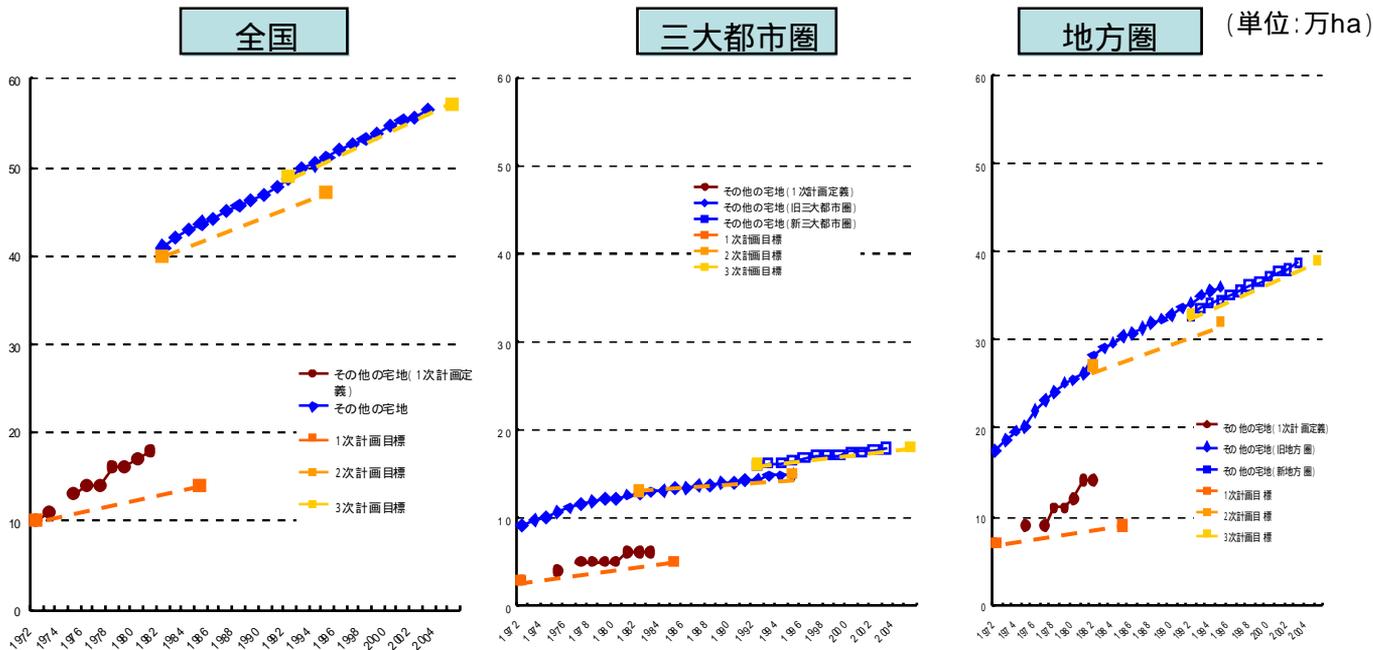
【工業用地】
工業用地面積は、地方圏での増加を見込んだにも係わらず、減少傾向となっている。



注：旧三大都市圏は、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、三重県、大阪府、京都府、兵庫県。新三大都市圏はこれに岐阜県、奈良県を含む。

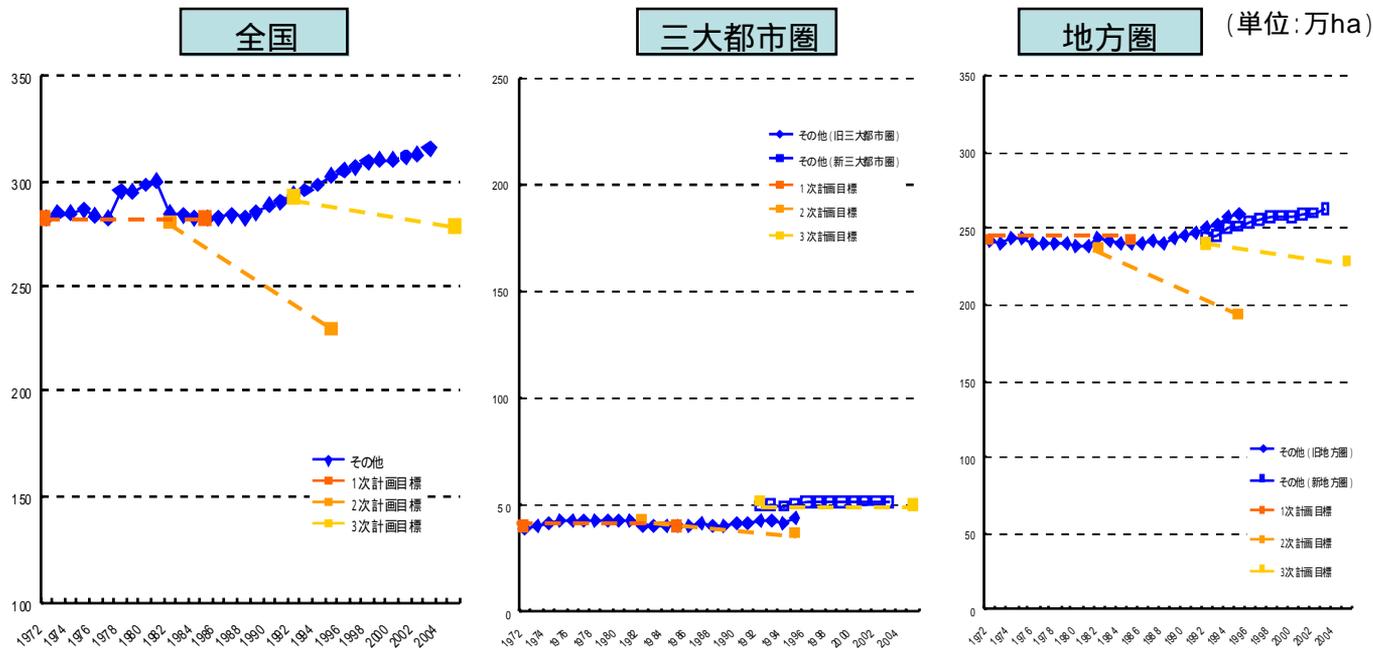
国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

【その他の宅地】
その他の宅地面積は、3次計画期間ではほぼ目標通りの動向。



注：旧三大都市圏は、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、三重県、大阪府、京都府、兵庫県。新三大都市圏はこれに岐阜県、奈良県を含む。第1次計画期間は「事務所・店舗等の住宅地」。また、第1次計画以降(1982年以降)、元統計における住宅地から非住宅地への区分変更のため、それ以前の数値とは整合しない。

【その他】
その他は、減少するという目標値に反して、2次計画以降漸増傾向。特に、3次計画では公用・公共用地施設の整備による増加の一方、低未利用地の有効利用の促進による全体量の減少を見込んでいたにも係わらず、実際には2次以前と比較してもさらに増加量が大きく、目標値との乖離が増大している。



注：旧三大都市圏は、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、三重県、大阪府、京都府、兵庫県。新三大都市圏はこれに岐阜県、奈良県を含む。第1次計画以前(1982年以前)の値は、他地目の定義変更に伴い、それ以降の値とは整合しない。

国土利用計画の意義 : 国土利用計画の具体的な活用事例

1. 国土利用計画は、唯一、住民からの意見聴取と議会議決の両方の手続きを経た、地域の総意を最も反映した土地利用に関する計画。

例1

兵庫県篠山市では、この利点を活用して、土地利用に関する条例(篠山市緑豊かな里づくり条例、篠山市まちづくり条例等)を、市町村計画に明示することで、条例の実効性を強化・担保している。

右の篠山市国土利用計画の土地利用構想図には「緑豊かな里づくり条例」に基づく里づくり計画等の促進をする区域が、土地利用誘導地区として明示されている。
(市町村計画本文中にも記述されている)

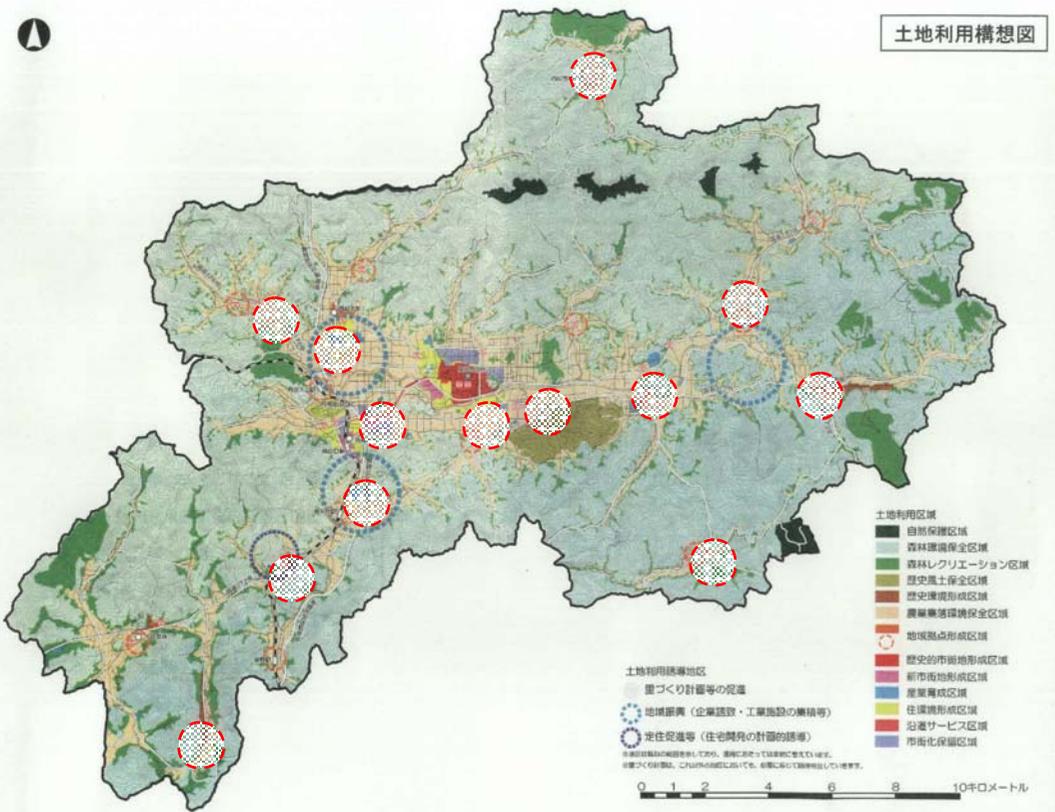
里づくり計画とは、地域住民が主体となって集落の土地利用、景観等についての詳細なルールを取りまとめたもの。計画が市長に認定されると全ての開発・建築行為について、地域の協議会との事前協議を行なったうえで、市への届出が必要となり、計画に不適合である場合には市が事業計画者に指導・助言を行なうことになる。

篠山市まちづくり条例とは、開発行為の基準及び手続きを定めたもの。開発区域500㎡以上の土地区画形質の変更、または、計画戸数3個以上の宅地分譲を目的とした開発行為をしようとするものは、市長の許可を受けることとなる。

土地利用誘導地区

-  里づくり計画等の促進
-  地域振興(企業誘致・工業施設の集積等)
-  定住促進等(住宅開発の計画的誘導)

※地区は概ねの範囲を示しており、適用にあたっては柔軟に考えられています。
※里づくり計画は、これ以外の地区においても、必要に応じて随時検討していきます。



「篠山市 土地利用構想図」をもとに国土交通省国土計画局作成

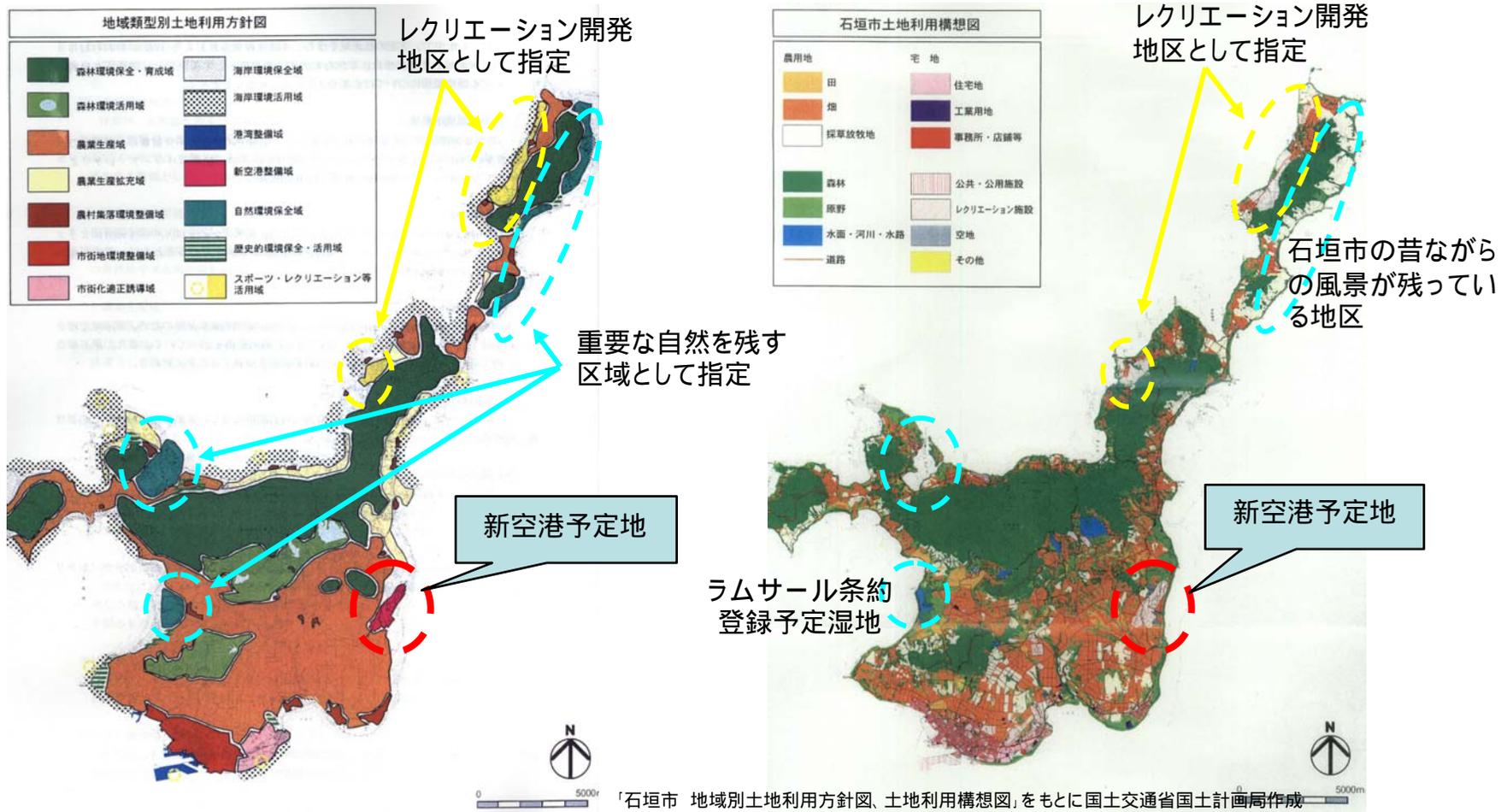
国土利用計画の意義 : 国土利用計画の具体的な活用事例

例2

沖縄県石垣市では、新空港建設予定地が決定したが新空港は地域振興を活性化し、それに伴う大規模な土地改変が想定されるので土地利用に関する基本的な計画として市町村計画を策定した。以下の図面は石垣市国土利用計画における地域別土地利用方針図および土地利用構想図であるが、開発地区や自然環境保全地区を定めるなど市土利用の基本方向が明確に記載されている。

平成17年度中に自然環境保護条例を改正する予定であるが、適宜国土利用計画の観点からも検討することとしている。

例1の篠山市国土利用計画にもいえるが、土地利用に係る最上位計画として、関連テーマの方針・条例・計画・ビジョン等の後ろ盾になり、それらの位置づけを明確にするとともに、実効性を高めることに寄与する。



国土利用計画の意義 : 国土利用計画の具体的な活用事例

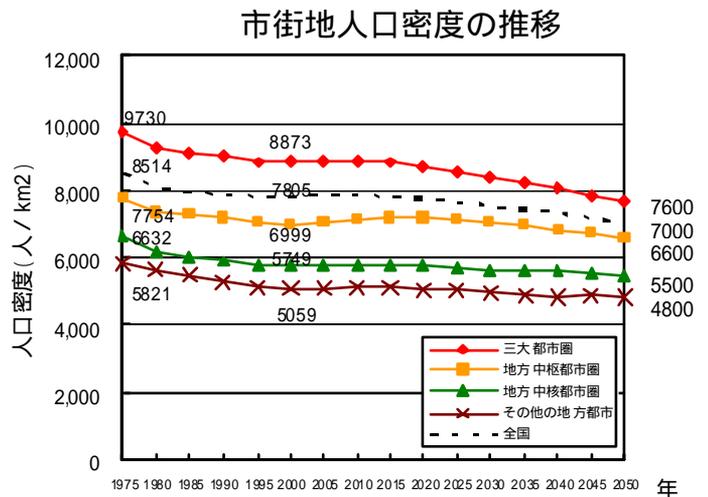
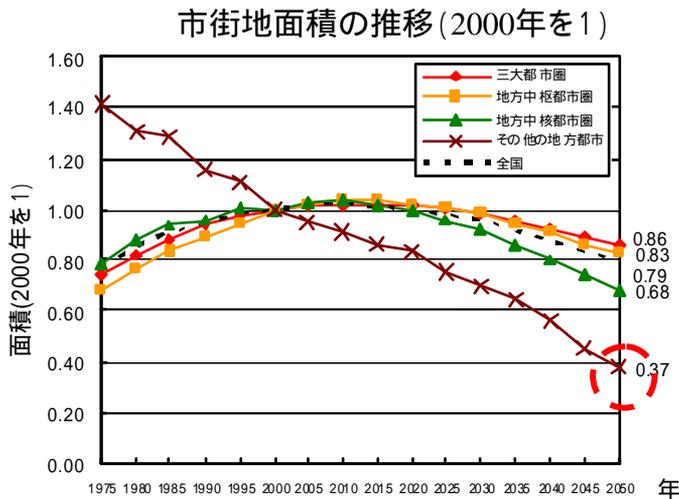
国土利用に関する、市町村が策定する諸計画の、決定手続き比較表

| | 農業振興地域整備計画 (農業振興地域の整備に関する法律) | 都市計画 (都市計画法) | 国土利用計画 (国土利用計画法) |
|-----|--|---|--|
| 議会 | - | - | 議会の議決を経なければならない (第八条第三項) |
| 審議会 | - | 都市計画審議会の議を経て、都市計画を決定する(第十九条) | (市の国土利用審議会を設置し、そこで審議している市町村がある) |
| 公聴会 | - | 計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずる(第一六条) | 計画を定める場合には、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意向を十分に反映させるために必要な措置を講ずる(第八条第四項) |
| 縦覧 | <p>計画を定めようとするときは、その理由を記載した書面を添えて、その公告の日から三十日間縦覧に供しなければならない。(第十一条第一項)</p> <p>公告を行った市町村の住民は、縦覧期間満了の日までに当該計画の案について、意見書を提出することができる。(第十一条第二項)</p> <p>当該計画のうち、農用地利用計画に係る農用区域内にある土地に関し権利を有する者は、縦覧期間満了の翌日から起算して十五日以内に異議を申し出ることができる。(第十一条第三項)</p> | <p>計画を決定しようとするときは、予めその旨を公告し、当該都市計画の案を、当該都市計画を決定しようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。(第十七条)</p> <p>関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了日までに、都市計画の案について、意見書を提出することができる(同条第二項)</p> | - |

国土利用のあり方に関する今後の課題

都市地域

今後50年間で、全国平均では市街地面積が2割弱縮小、市街地人口密度が1割強低下することが予測される。特に、地方都市の市街地面積が大幅に縮小することが予測される。

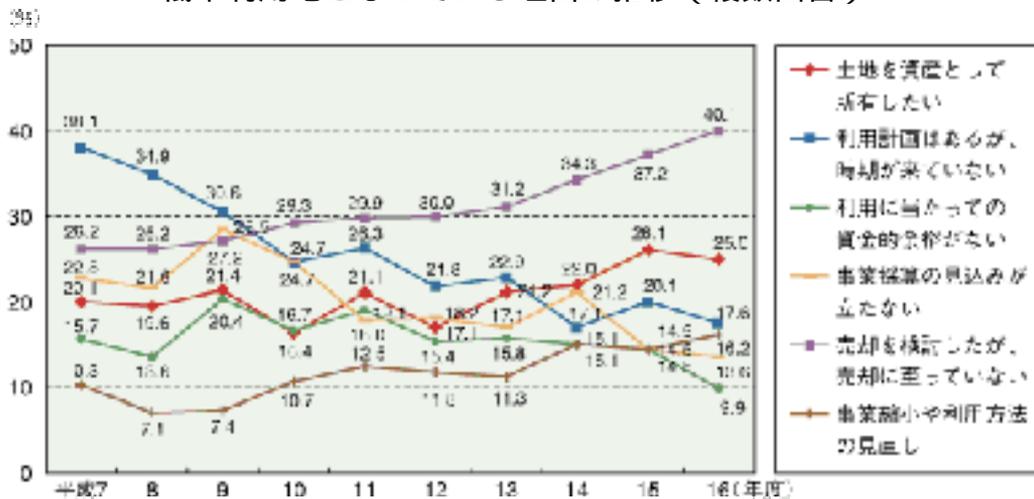


(出典)総務省統計局「国勢調査」をもとに国土計画局作成。

注:人口密度が4,000人/km2以上のメッシュを市街地とした。地方中枢都市圏、地方中核都市圏はそれぞれ地方圏の中枢都市、中核都市の市町村役場を起終点とし、新幹線、有料特急・急行を除く(鉄道と高速道路(首都高速等)を除く)道路によって1時間以内に到達できる市町村である。(総合交通体系分析システムNAVINET使用)

企業の所有する土地が低未利用地となっている理由としては、「利用計画はあるが、時期が来ていない」が減少する一方、「売却を検討したが、売却できず」が増加している。

低未利用地となっている理由の推移 (複数回答)



(出典)H17年度土地白書

国土交通省「土地所有・利用状況に関する企業行動調査」

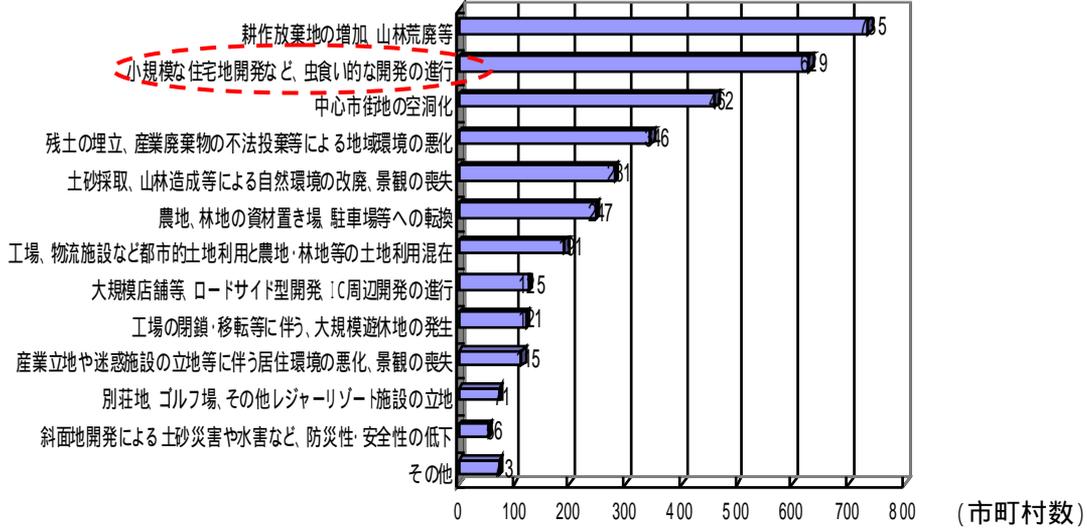
8大都市(東京都区部、名古屋市、大阪市、京都市、札幌市、仙台市、広島市、福岡市)に本社のある株式会社9,000社を対象とし、毎年度1月に実施しているアンケート調査。有効回収率は平成16年度調査(平成17年1月実施)で34.2%。

国土利用のあり方に関する今後の課題

都市地域

市町村で発生している土地利用上の問題として、「小規模な住宅地開発など、虫食いの開発の進行」は、「耕作放棄地の増加、山林荒廃等」に次いで多くなっている。

市町村で発生している土地利用上の問題点（複数回答）



資料：国土交通省実施の市町村アンケート(H12年)より作成

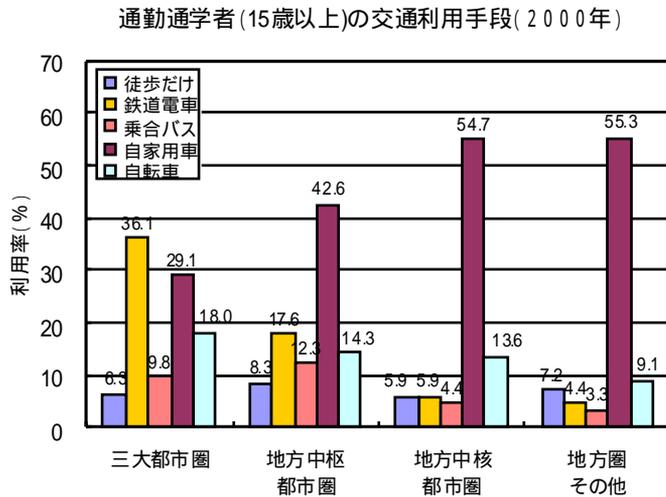
(出典) 土地白書より国土交通省国土計画局作成

市町村アンケート概要

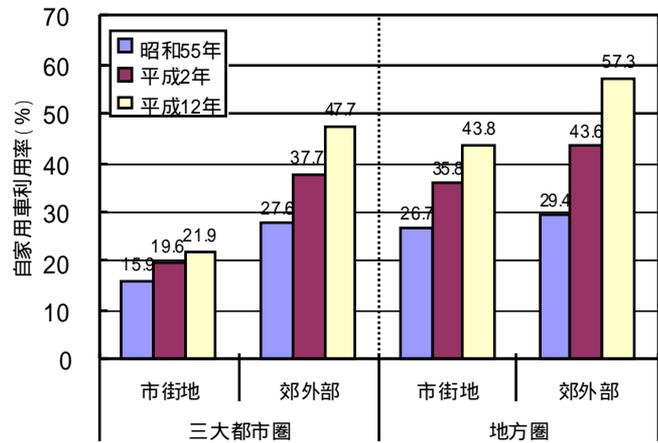
全国3,229市町村を対象に調査。回収数2,033市町村(回収率62.9%)

三大都市圏の通勤通学の交通手段は鉄道電車がが多い。一方、地方圏では中心的都市の規模が小さくなるに従い自家用車の利用率が高くなる。また、郊外部の方が自家用車利用率が高く、地方圏では、過去20年間で通勤通学者の自動車利用率が約2倍に増加している。

通勤通学者(15歳以上)の交通利用手段(2000年)



市街地・郊外別の自家用車利用率



(出典) 総務省統計局「国勢調査」、国土数値情報により国土計画局作成。

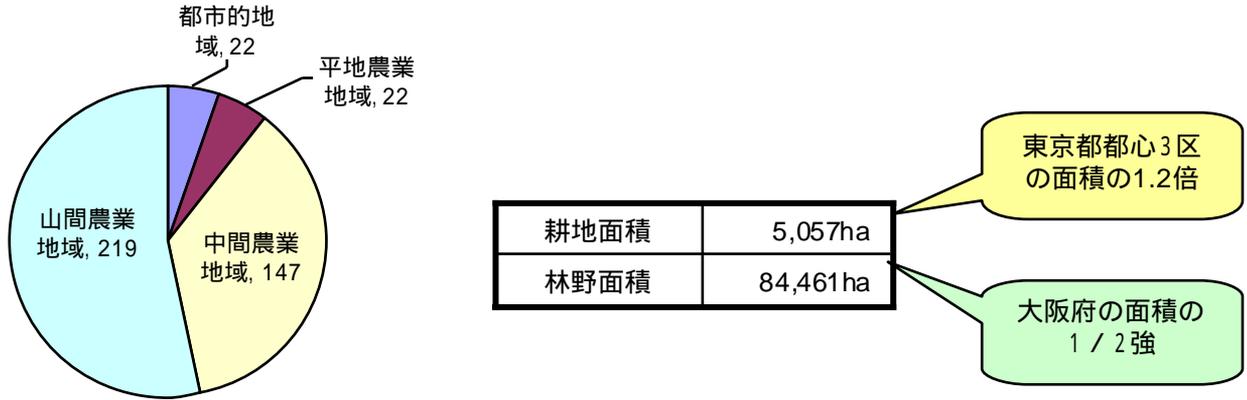
注：交通手段については、「徒歩だけ」を除き複数回答可。都市圏の定義は図22、図23に同じ。

国土利用のあり方に関する今後の課題

農山漁村地域

農山村地域の過疎化・高齢化等により、地域の集落の消滅、集落機能の低下がみられる。また、地域の集落の消滅、集落機能の低下は、農林業生産活動の停滞のみならず、国土管理水準の低下に影響している。

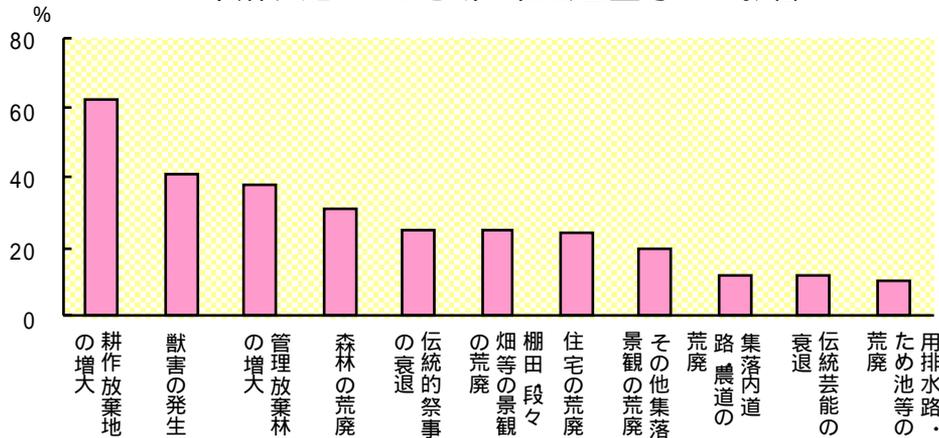
農家が0戸となった無住化集落・小規模集落の地域類型区分と地域資源賦存量(推計)



1995年農林業センサス、2000年世界農林業センサス、農家がゼロの農業集落概況表を元に国土交通省国土計画局作成
 注：1) 1990年から2000年の間に農家が0戸となった集落のうち、非農家戸数が0～9戸の集落。
 2) 農家0戸になった理由が都市化、都市的大規模転用、ダム、空港・演習場、災害である集落を除く。

国土交通省国土計画局試算
 左図の「農家が0戸となった無住化集落・小規模集落の410集落について、農業地域類型、戸数等を考慮して耕地面積、林野面積を推計。

集落衰退による地域の社会基盤等への影響



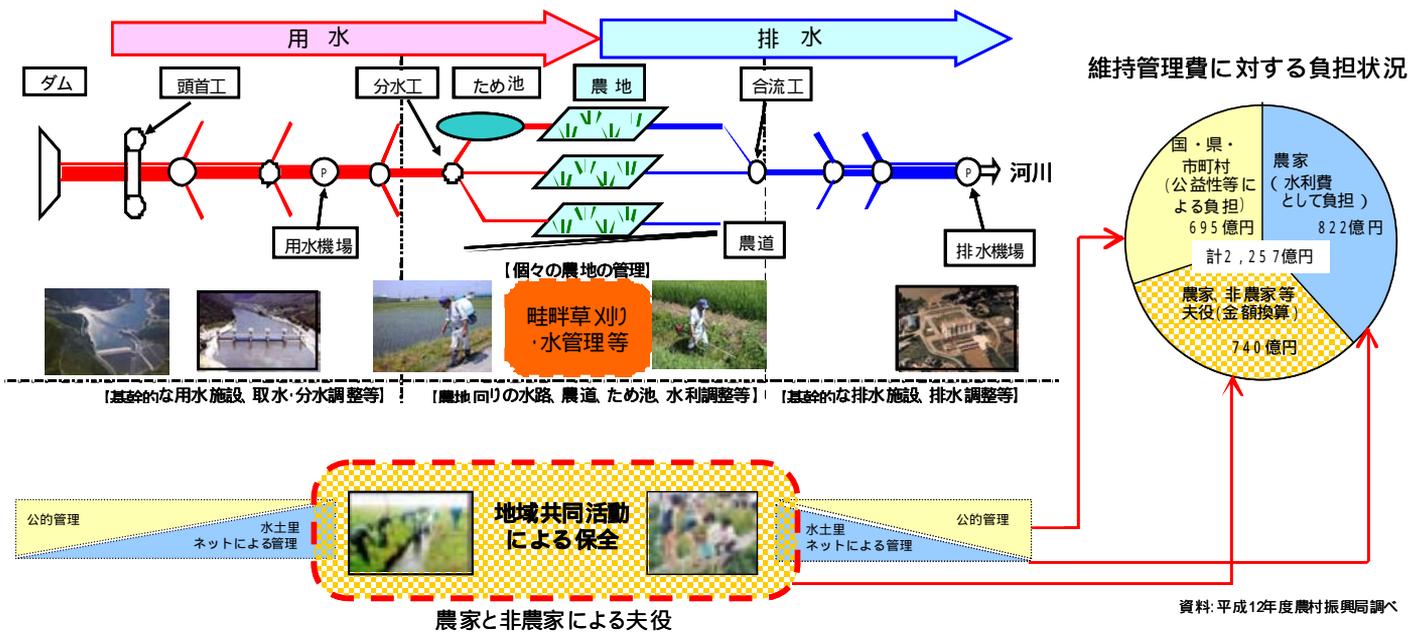
資料：総務省「集落の衰退による地域の社会基盤等への影響に関する調査報告書」(13年3月)
 注：12年4月1日施行の過疎地域自立促進特別措置法により過疎地域として公示された市町村(12年4月1日現在1,170市町村(三宅村を除く))における46,391集落のうち、集落の維持が困難と回答した4,595集落の代表者へのアンケート調査結果(複数回答)の上位11項目である。

国土利用のあり方に関する今後の課題

農山漁村地域

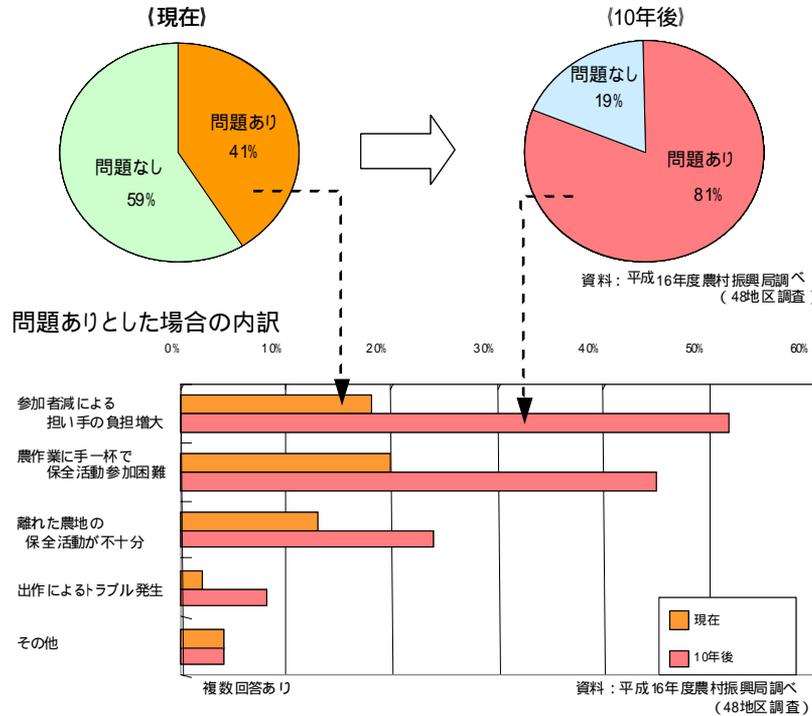
農産物の生産には、農地のみならず、農業水利施設等も含めた農業生産資源全体としての保全管理がなされることが必要。それらは地域共同活動によりおこなわれており、担い手農家のみでの保全管理は困難。

農業生産資源とその保全活動

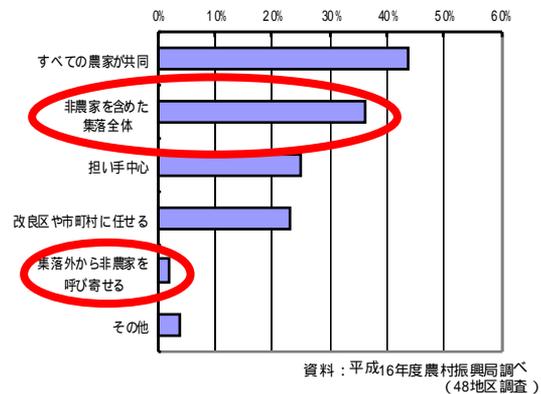


担い手への農地集積と資源保全活動の関係

資源保全活動に関して担い手が抱える課題 (担い手農家に対するアンケート)



将来、資源の保全管理は誰が担うべきか (担い手農家に対するアンケート)

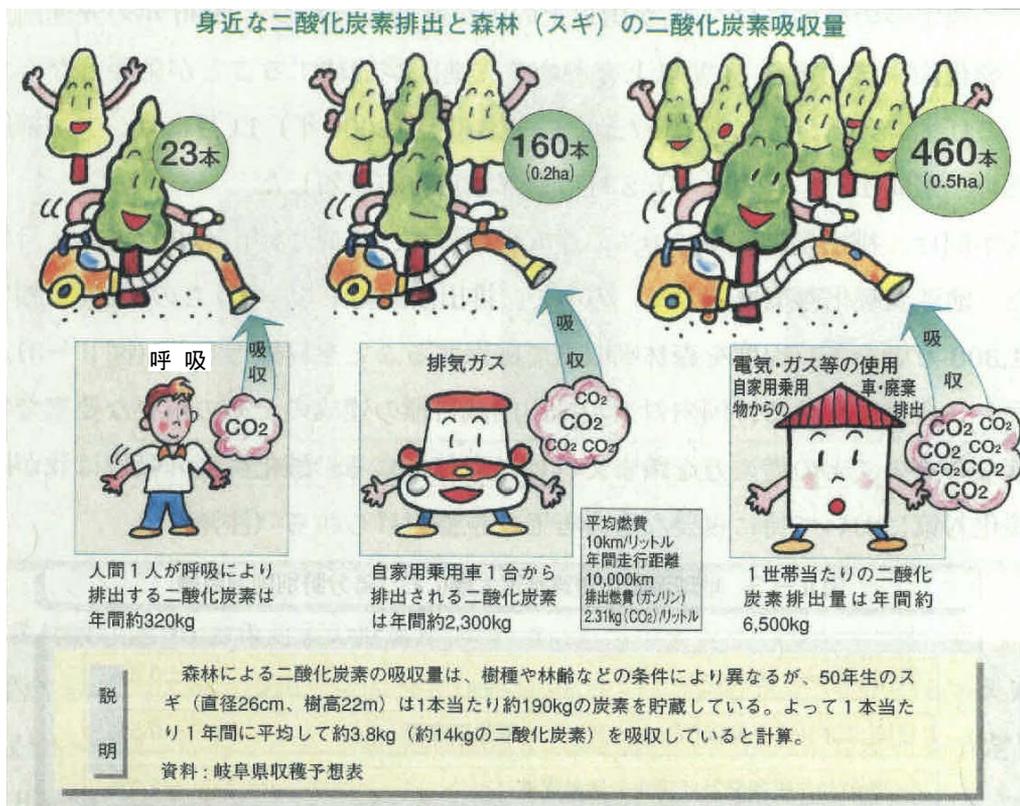


アンケートにおける担い手農家の定義:

- 認定農業者
- 経営等農用地面積が3.5ha以上、16歳以上65歳未満の農業者
- 常時従業員1人あたり3.5ha以上の農業生産法人
- オペレーター1人あたりの作業面積が3.5ha以上、16歳以上65歳未満の農業従事者がいる生産組織
- 農業経営基盤強化促進法第23条第4項に定める特定農業団体 (集落営農の場合)

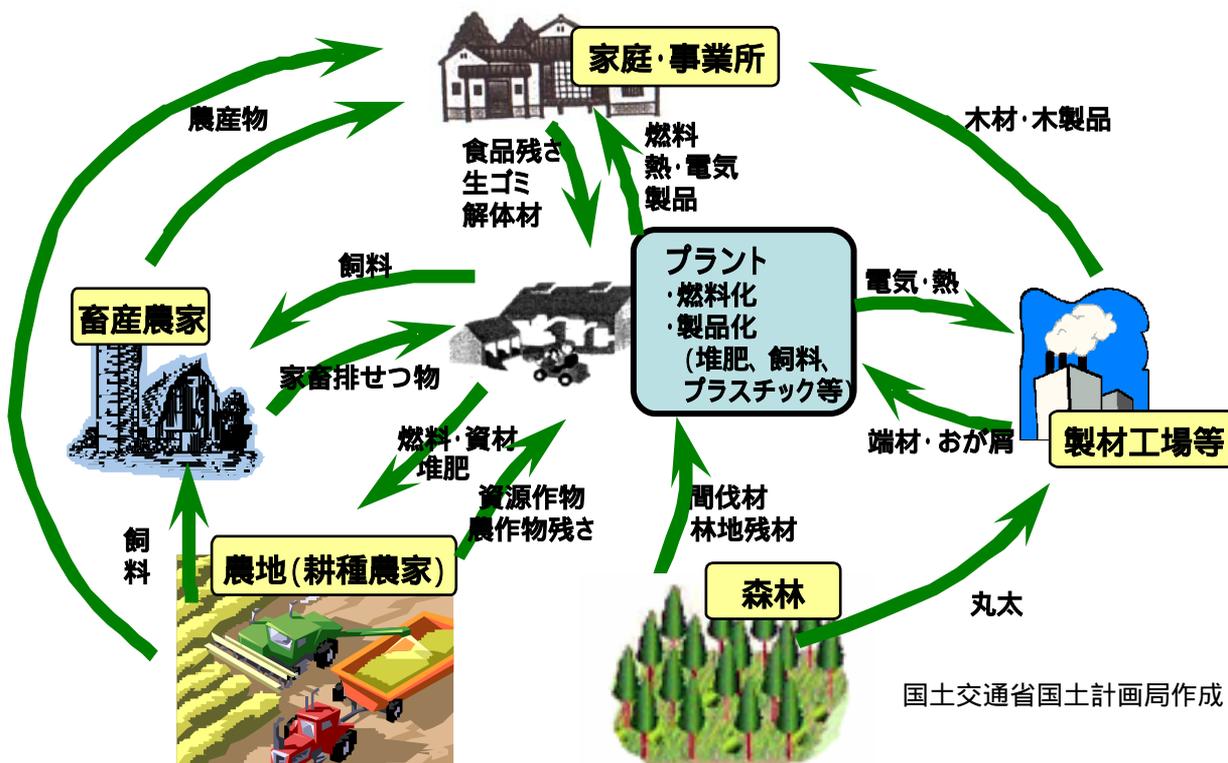
のいずれかに該当するもの。

森林はその成長の中で二酸化炭素を吸収し、幹や枝等に長期間にわたって蓄積することから、二酸化炭素の吸収源としての役割とともに、貯蔵庫としての期待も大きい。また、森林、農地は、バイオマス資源の供給という新たな側面が出現している。



出典: 平成16年度森林及び林業の動向に関する年次報告

バイオマス資源の利活用のイメージ



国土利用のあり方に関する今後の課題

農山漁村地域

アジアでは輸入額が輸出額を大きく上回っており、他国からの輸入に依存する傾向が強い。また、東アジアの農産物貿易額に占める域内貿易額の割合(2003年)は、輸入、輸出いずれも高まっており、域内貿易への依存傾向が強まっている。

地域別の農産物貿易額

(2001年～03年の3か年平均)

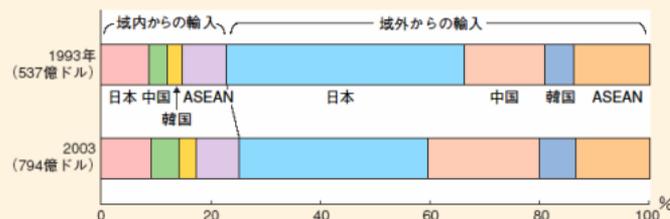


資料：FAO「FAOSTAT」

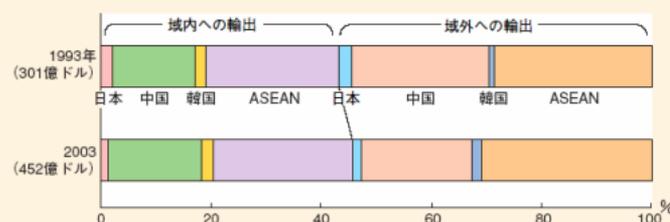
- 注：1) 地域区分は「FAOSTAT」に準じる。ただし、アジアは日本を除いたもの。
- 2) EU15とは、オーストリア、ベルギー、デンマーク、ドイツ、ギリシャ、フィンランド、フランス、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、オランダ、イギリスのことで、現在のEU加盟国から2004年の新加盟国(10か国)を除いたもの。
- 3) EU15は域内流通を除いたもの。

東アジアの農産物貿易額に占める各国の割合の変化

(農産物輸入額)



(農産物輸出額)



資料：国連「UN Comtrade」

- 注：1) 工業用原料(原皮、毛皮、生ゴム、繊維等)を除く。
- 2) データの制約から、ASEAN諸国のうちラオス、ミャンマー、ベトナム、カンボジアを除いて計算した。
- 3) 中国には、香港、マカオが含まれる。
- 4) () 内は輸入額、輸出額を示す。

(出典)平成16年 食料・農業・農村白書

天然林を合わせた蓄積全体をみると、少なくともこの半世紀で森林資源は量的に最も充実した状況にある。また、人工林の林齢構成は、一般的に伐採して利用可能となる林齢46年生以上の面積割合が2割を超えている。加えて、人工林の林齢を5年ごとに区切ると31年生から45年生の面積が多く、これらは今後、主伐期を迎えることとなる。

昭和27年と平成14年の我が国の森林の比較

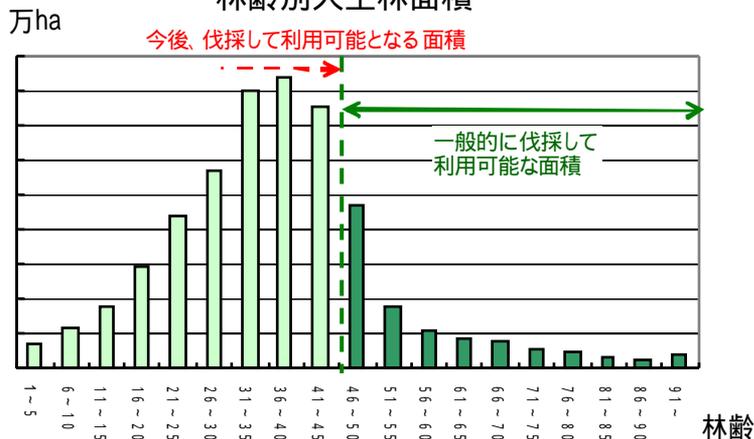
| | 面積 (千ha) | 蓄積 (千m ³) | ha当たり蓄積 (m ³ /ha) |
|-------|-------------|--------------------------|---------------------------------|
| 昭和27年 | 24,745 | 1,722,867 | 70 |
| 平成14年 | 25,121 | 4,040,124 | 161 |

資料：林野庁資料

注：昭和27年は、森林面積の統計がなく、表の数値は昭和26年8月1日現在のもの。

出典：平成16年度森林及び林業の動向に関する年次報告

林齢別人工林面積



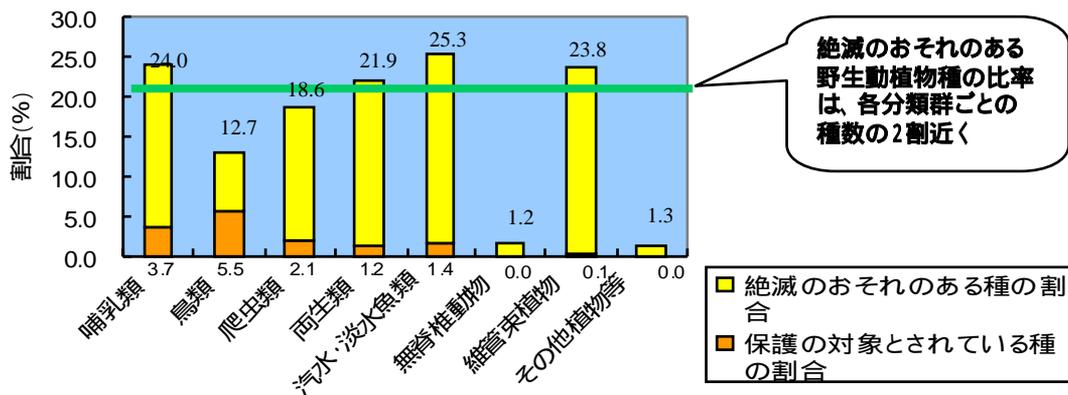
資料：林野庁業務資料(平成14年3月31日現在)

国土利用のあり方に関する今後の課題

自然維持地域

多くの分類群において絶滅のおそれのある野生動植物種の比率は、2割近くにも及んでいるがそのうち保護の対象として指定されている種の割合はかなり低い。

絶滅のおそれのある野生動植物の種に係る分類群ごとの数の比率とそのうちの保護の対象とされている種数の比率



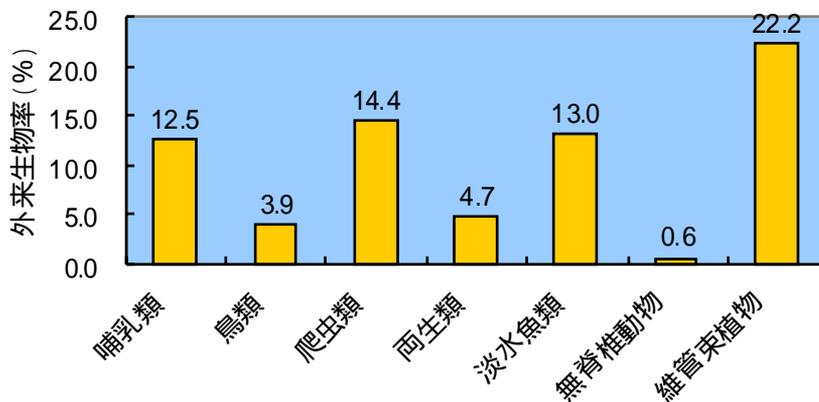
注) 絶滅のおそれのある種とは、環境省レッドデータブック等による絶滅危惧類(CR + EN)及び絶滅危惧類(VU)とする。

保護の対象とされている種とは、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」第四条第三項に規定された「国内希少野生動植物種」及び文化財保護法第百九条第一項に規定された「天然記念物」のことをいう。

(出典) 環境省野生生物課資料、文化庁HPをもとに国土交通省国土計画局作成

わが国における外来生物の侵入は、多くの分類群で確認されている。

外来生物率



$$\text{外来生物率} = \text{外来生物種数} / \text{日本産野生生物既知種数}$$

注) 日本産野生生物既知種数は、植物分類学会、環境省資料等による。外来生物種が既知種数に含まれているとは限らない。

(出典) 環境省「野生生物保護対策検討会移入種問題分科会(移入種検討会)資料をもとに国土交通省国土計画局作成

国土利用のあり方に関する今後の課題

自然維持地域

自然環境保全の新たな動き：奥山から沿岸域までの水と緑を体系的に保全する動きが始まる。

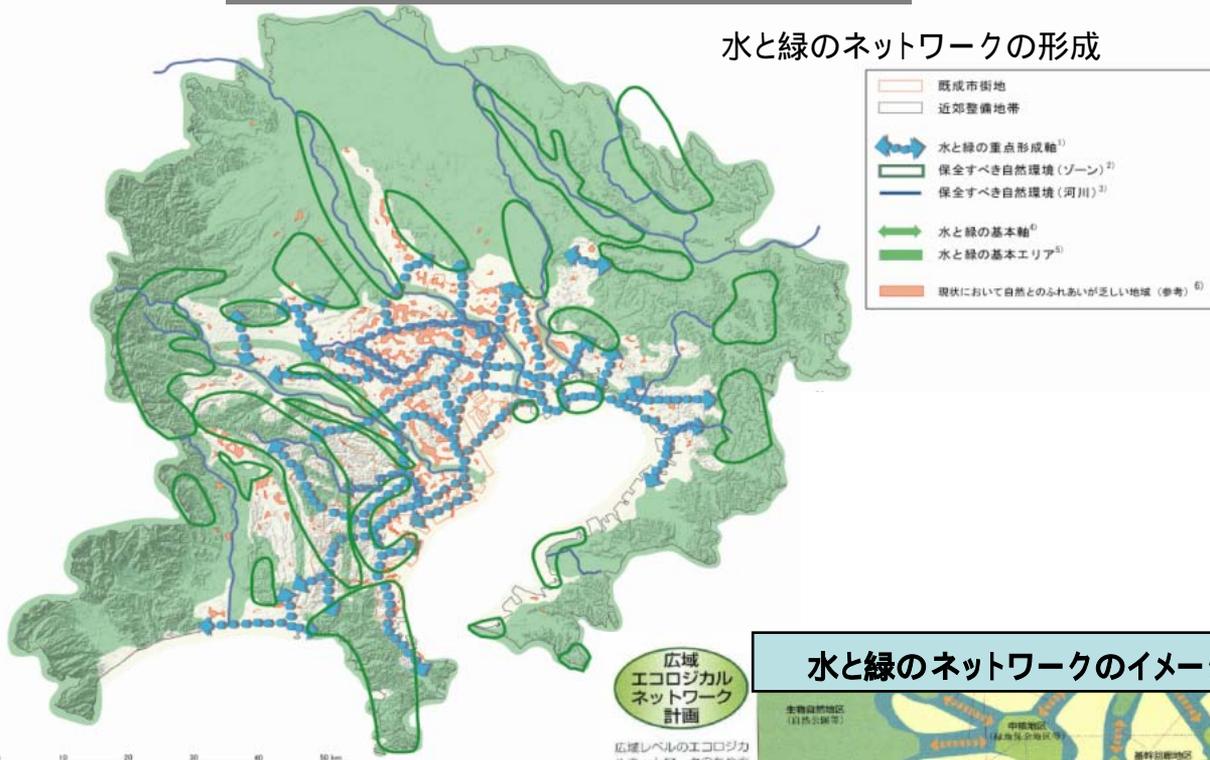
わが国の自然環境の現状と課題

- 自然環境の破壊の進行
- 生物の種の減少、絶滅、移入種等による生態系の攪乱
- 生物多様性保全上の危機

問題解決のための方策

自然環境の保全と水と緑のネットワークの形成

水と緑のネットワークの形成



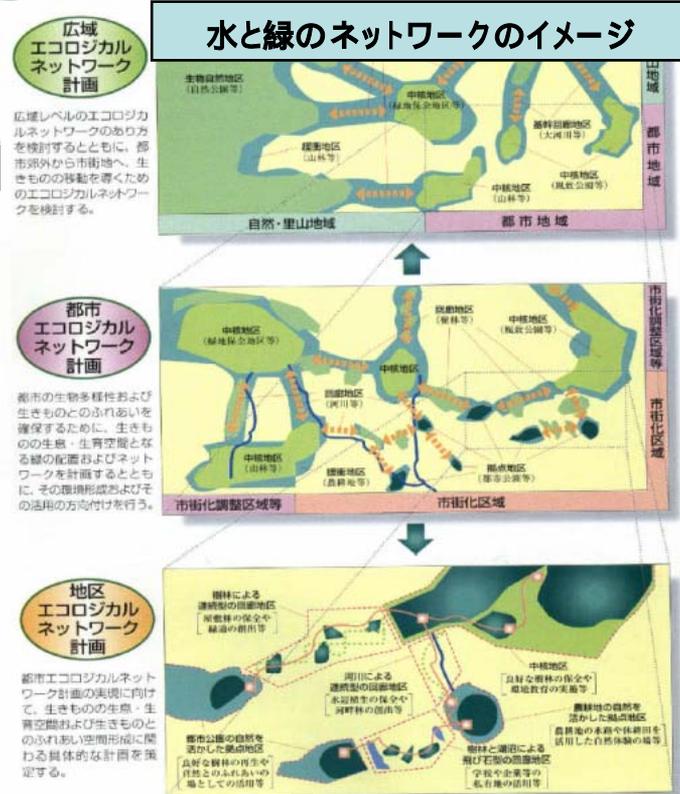
水と緑のネットワークに期待される効果

- 野生生物の生息・生育空間
- 都市環境の改善(ヒートアイランド現象の緩和)
- 防災
- 大気汚染等の低減・希釈、騒音緩和
- 自然とのふれあい・環境教育、美しい景観、レクリエーション
- 市民参画の推進

町田市では、水と緑を体系的に保全する動きが始まっている

- ・「町田市基本構想・基本計画」(1993)で、「生態系に沿った自然環境の計画的保全と活用」を掲げ、エコプランを作成する旨を記載
- ・エコプランの作成に当たり、生物生息情報と流域単位での生態系を重ね合わせて、普遍的な環境として評価
- ・具体的な動きとして、条例等による取組みとして、緑地保全基金による緑地買収等を促進
- ・一部の地域では市民団体による積極的な保全活動も見られる

水と緑のネットワークのイメージ



都市のエコロジカルネットワーク((財)都市緑化技術開発機構編集、2000年、ぎょうせい)より抜粋